

○議事日程

令和8年3月6日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第12号 鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第13号 旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第14号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第15号 鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第16号 鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第17号 鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第18号 鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第19号 鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第20号 鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第21号 鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第22号 きのご栽培センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第23号 鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第24号 鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第25号 鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第26号 日吉夢産地の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第27号 鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第28号 鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第29号 森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第30号 小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定について

て

- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3  
号）について
- 日程第 2 6 議案第 3 5 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 3 6 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 2 8 議案第 3 7 号 令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
（第 2 号）について
- 日程第 2 9 議案第 3 8 号 令和 7 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 4 号）につ  
いて
- 日程第 3 0 議案第 3 9 号 令和 7 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）につ  
いて
- 日程第 3 1 議案第 4 0 号 令和 7 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 2 号）に  
ついて
- 日程第 3 2 議案第 4 1 号 令和 8 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 4 2 号 令和 8 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 4 3 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 4 4 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ  
いて
- 日程第 3 6 議案第 4 5 号 令和 8 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 4 6 号 令和 8 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ  
いて
- 日程第 3 8 議案第 4 7 号 令和 8 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 4 8 号 令和 8 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 4 9 号 令和 8 年度鬼北町下水道事業会計予算について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 1 2 号 鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 1 3 号 旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 1 4 号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 1 5 号 鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 1 6 号 鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 1 7 号 鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 1 8 号 鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 きのか栽培センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 日吉夢産地の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第26 議案第35号 令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第2号) について
- 日程第27 議案第36号 令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
について
- 日程第28 議案第37号 令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
(第2号) について
- 日程第29 議案第38号 令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算(第4号)につ  
いて
- 日程第30 議案第39号 令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算(第2号)につ  
いて
- 日程第31 議案第40号 令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第2号)に  
ついて
- 日程第32 議案第41号 令和8年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第33 議案第42号 令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第34 議案第43号 令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第44号 令和8年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ  
いて
- 日程第36 議案第45号 令和8年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第46号 令和8年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ  
いて
- 日程第38 議案第47号 令和8年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第39 議案第48号 令和8年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第40 議案第49号 令和8年度鬼北町下水道事業会計予算について

○出席議員(12名)

1番 長尾慶太	2番 入田伸介
3番 大川正展	4番 今城喜久生
5番 兵頭稔	6番 中山定則
7番 末廣啓	8番 井上博
9番 程内覺	10番 松浦司
11番 山本博士	12番 芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺 美枝 書記 都 浩明

○説明のため出席した者

町 長	兵頭 誠 亀	副 町 長	松本 幸男
企画振興課長	小川 秀樹	総務財政課長	水野 博光
危機管理課長	東 英 範	町民生活課長	山本 雄大
保健介護課長	谷口 美穂	環境保全課長	東 明彦
農林課長	奥藤 幸利	建設課長	佐子 司
水道課長	二宮 洋之	日吉支所長	山本 万里
会計管理者	稲屋 浩明	教 育 長	行定 洋嗣
教 育 課 長	佐々木 健次	農業委員会会長	谷口 雄記
監 査 委 員	田中 清志		

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

皆さん、改めておはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりです。このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番 大川正展議員、4番 今城喜久生議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで、諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第12号から、日程第22、議案第31号までの20件については、関連議案ごとに一括議題とし、提案理由の説明の後、提案ごとに質疑・討論の上、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第12号から、日程第22、議案第31号までの20件については、関連議案ごとに一括議題とし、提案理由の説明後、議案ごとに質疑・討論の上、採決することに決定いたしました。

日程第3、議案第12号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について、

日程第4、議案第13号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、程内 覺議員の退場を求めます。

(程内 覺君 退場)

○議長(芝 照雄君)

町長からの提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第3、議案第12号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について、日程第4、議案第13号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について、以上2件につきまして一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、安森鍾乳洞休憩所及び旧農家生活体験施設について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

まず、26ページの議案第12号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鬼北町安森鍾乳洞休憩所。2、指定管理者となる団体の名称、鬼北町大字小松2105番地。安森鍾乳洞保存会。3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

以降、1、2、3の提示につきましては省略をさせていただきます。

次に、議案第13号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定につきましては、1、旧農家生活体験施設。2、鬼北町大字小松2105番地。安森鍾乳洞保存会。3、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までとするものであります。

なお、資料としてそれぞれの施設につきまして、基本協定書(案)と年度協定書(案)をお配りしております。御確認いただけますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから、議案第12号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番(松浦 司君)

指定管理の休憩所のそうめん流しが関わっておりますが、その3年間の来場者数

と過去3年間の指定料、そして、安森そうめん流しのどこの範囲がこの指定管理に入るのか教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの松浦議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、3年間のそうめん流しに係る来場者数につきましては、令和4年度が5,300人、令和5年度が8,486人、令和6年度が8,977人で、指定管理者のほうから今年度の実績のほうを一応お聞きをしておる人数につきましては、令和7年度は1万4,693人、そのようになっております。

2点目の3年間における指定管理料、御質問でございますが8万3,000円でございます。

3点目、指定管理とする範囲ということでございますが、そうめん流しで御利用いただく施設、また、鍾乳洞の来館者の御案内する際の管理設備・施設、あとはそうめん流しの下に農家体験施設がございますが、そちらの建物の管理等が指定管理の内容となっているところでございます。

以上です。

○10番（松浦 司君）

ただいまお聞きしましたら右肩上がりに来場者数も増えている、大変うれしい限りでございます。それで、その上の休憩所の件なんですけど、私も何度か利用させていただいて、いろいろな会でも団体も利用されておりますが、昭和58年に建設をしていただいて早40年を超えております。かなり河川の近くでもありますし、老朽化が著しい状況にあって、建物の裏側ですか、山際なんかはもう腐ってしまっているような状態、といも落ちてしまっております。そういう関係もありますので、今後、新築、または改修等の計画はあるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました今後の改修等計画の見込み等はあるのかという御質問でございますが、現在のところ具体的な計画等、検討等はまだ定まっている部分はありません。しかしながら、現在、愛媛県が中心になって実施をされております南予広域観光プロモーション協議会、こちらは県知事が会長を務めている協議会でございますが、そちらの事業のうち、夏旅なんよキャンペーン、昨年夏キャンペーンを打たれた中で、安森そうめん流し、南予地域においても非常に注目が上がっていたということで御報告を受けております。そういった中で、建物の施設、また通信環境、駐車場、施設に上がるまでの道路の状況、そういった部分、一体的にもう少しいろいろ町として考える部分があれば、さらに町の観光振興が図れるんじゃないか、そのような御助言もいただいているところでございます。

具体的な計画等はまだ定まっていない部分がございますが、今後、町の主要な観光施設と位置づける中で、何か担当課としても改修も含めてできるところがないか検討を図っていただければと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○10番（松浦 司君）

ありがとうございました。今後検討を重ねていただいて、できるだけ御来場者の皆様に利活用していただきますように、できるようにまた行政のほうもお考えいただきたい。

もう一点忘れておりました、その指定管理料ですよね、それがずっと金額が変わっていないということですが、8万3,000円でいうと、何をどのような形でされておるのか、シーズンが2か月なんで、60で割ったら1日当たり幾らという考え方なのかどうかは分かりませんが、物価高騰もどんどん進んでおりますし、ずっと同じじゃなくて、指定管理者とも相談の上、今後は改善する余地もあるんじゃないかなと考えておりますが、その件もお願いしておきます。

以上です。

町長のほうから一言。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの指定管理の部分については、いろいろ事情があるんだろうなと思いますので、後で実務的に検討しなきゃならないと思います。

1点目の部分、これは私も今年の1万4,000人というお話を聞いてびっくりしておりまして、町内の、俗に言う観光施設と言われる部分について、2か月余りで1万4,000人にお越しいただける、その観光コンテンツというものについては、今

からも注目していかなければならないなど、関係人口、それから流動人口というものについての重要性というものを再認識しなければならいかなというふうに思っております。

急な御質問でしたので、何も持ち合わせておりませんが、築40年たっておるということですので、検討したいと思いますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（今城喜久生君）

私も初めてなものですから、ちょっとよう分かっておりません。ちょっと教えてほしいんですけど、今回の協定の変更の関係は多分契約年度が切れたから新しく契約を結び直すということかなと思いますし、ここの出てきたこの書類については、当然町側と事業者側とのコンセンサスも取って、最終的な確認の場が今日かなと思っただけなんですけども、そうではないんですか、改めてこれを確認せんといかん会議なんですか、すみません。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど申し上げましたように、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に、指定の期間が切れた場合に、再度議会の議決を得て契約をするということになっておりますので、その条例に基づいて今回の議案提案をさせていただく。これから以降も全部そうなんですけども、5年に1回このような手続が必要だということで御理解いただきたいと思っております。大体全部そうなんです。続けて、副町長が御説明させていただきます。

○副町長（松本幸男君）

根拠になりますのが地方自治法でありまして、地方自治法の第244の2に、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないと規定がありまして、その第6項で、普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないという規定がございます、それに基づいて本日、議会に提案をしているところでございます。

○4番（今城喜久生君）

ということは、この文書は今までそのすり合わせは指定管理者側とは十分できて、納得の上でできた書類なんですよ、そこを確認したいんですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

指定管理者の指定先とは1年間を通じて何度もこの施設に限らず、担当課と協議はしているはずでございます。先ほど松浦議員から8万円という指定管理料の金額について、少し安いんじゃないかというふうなニュアンスの御質問もありましたので、そこらについて、これを出す前には協議をして、これを提案しますよということは相手方にはお伝えをしている。ただ、1年間通して軽微な修繕とかいうものがあった場合には、それをどう捉えるかというような部分について逐一御相談がありますので、それらも含めまして、協定書の内容そのものについては、協議は続行中といたしますか、しておるといふふうに判断しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

指定管理者、受ける側とのコンセンサスは全部取れて、話はまとまった上でのその数字とかにはなっとるんですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

議案第12号、13号に限って、企画振興課長から答弁させます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

指定管理者の事業者の方と内容等は協議をさせていただく中で、今回お諮りをさせていただいているところでございます。

今後、こちらの協定書を認めていただく中で、また年度協定書というのを毎年度結ぶ形になるかと思えます。そういった中で、先ほど町長も申しました急な修繕であったり、その対応をどうしようかとか、そういった臨機応変に対応する部分については、その都度、管理者と協議をする中で進めていくと、そういった流れになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第12号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第13号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

程内 覚議員の入場を許可します。

(程内 覺君 入場)

○議長(芝 照雄君)

日程第5、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、展示交流施設について指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

28ページの議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町展示交流施設。2、鬼北町大字上川606番地2。NPO法人くらしのお手伝い・ほっとホット。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書(案)と年度協定書(案)をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長(芝 照雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、山本副議長と交代いたします。

○副議長(山本博士君)

それでは、続いて、日程第6、議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について、日程第7、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について、日程第8、議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第9、議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について、日程第10、議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について、以上5件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、芝 照雄議員の退場を求めます。

(芝 照雄君、退場)

○副議長(山本博士君)

町長からの提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第6、議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について、日程第7、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について、日程第8、議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第9、議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について、日程第10、議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について、以上5件につきまして一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、総合福祉センター、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、児童交流センター及びボランティアセンターについて指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

まず、29ページの議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町総合福祉センター。2、鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人、鬼北町社会福祉協議会。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日

までとするものであります。

次に、30ページ、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町老人福祉センター。2、鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人、鬼北町社会福祉協議会。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、31ページ、議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町老人デイサービスセンター。2、鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人、鬼北町社会福祉協議会。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、32ページの議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町児童交流センター。2、鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人、鬼北町社会福祉協議会。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、33ページの議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町ボランティアセンター。2、鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人、鬼北町社会福祉協議会。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（山本博士君）

説明が終わりました。

これから、議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

討論なしと認めます。

これから議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号原案のとおり可決されました。

これから議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

討論なしと認めます。

これから議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番(中山定則君)

児童交流センターについて、利用状況とこの児童交流センター室の使用料の徴収状況について質問します。

○副議長(山本博士君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長(山本雄大君)

ただいまの児童交流センターの御質問なんですけど、児童交流センター、町内の児童に健全な遊びを与えるということ、健康増進ということでセンターを設置しておりますが、使用状況といたしまして、令和7年度で59件、児童交流センターのほうで福祉団体の会議等も行っておりますし、人権相談等も行っております。令和6年度につきましては75件、同じく団体の会議等で利用しております。

利用料の徴収につきましては、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御返答させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長(山本博士君)

中山議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

討論なしと認めます。

これから議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本博士君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番(中山定則君)

ボランティアセンターというのは、この建物、総合福祉センターの指定管理するという事なんですが、ボランティアセンターを指定管理者に指定するという内容について、説明をお願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長(山本雄大君)

ただいまのボランティアセンターにつきましては、総合福祉センターに入りまして右側の部屋というふうになっておりまして、そちらのほうで指定管理者の職員も事務もしておるんですけど、そちらのほうでボランティア活動に関する町民の方の打合せ等と一緒に併せて行っておりまして、ボランティア室につきましては、ボランティア

団体の1団体、令和7年度は1団体なんですけど、14回の利用があります。令和6年度につきましては2団体、連絡会等も含めまして23回の利用があります。

以上でございます。

○6番（中山定則君）

その団体名について教えてください。

追加で、作業室とかについても利用されているのかどうかも教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

利用されましたボランティア団体につきましては、町内のつつじの会という団体でございます。

作業数の表示がありますが、そちらにつきましてはの利用については、詳細を後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○副議長（山本博士君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

芝 照雄議員の入場を許可します。

議長を交代します。

(芝 照雄君 入場)

○議長（芝 照雄君）

続いて、日程第11、議案第20号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について、日程第12、議案第21号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について、日程第13、議案第22号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定について、日程第14、議案第23号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について、日程第15、議案第24号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について、以上5件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第20号から、日程第15号、議案第24号5件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、農業研究施設、菌床しいたけ試験施設、きのこ栽培センター、新規作物導入支援施設及び農林水産物処理加工施設について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

まず、34ページの議案第20号の鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定につきまして、1、鬼北町農業研究施設。2、鬼北町大字岩谷352番地1。一般社団法人、鬼北町農業公社。令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、35ページの議案第21号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町菌床しいたけ試験施設。2、鬼北町大字岩谷352番地1。一般社団法人鬼北町農業公社。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、36ページの議案第22号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定につきまして、1、きのこ栽培センター。2、鬼北町大字岩谷352番地1。一般社団法人鬼北町農業公社。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするもので

あります。

次に、37ページの議案第23号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町新規作物導入支援施設。2、鬼北町大字岩谷352番地1。一般社団法人、鬼北町農業公社。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、38ページの議案第24号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町農林水産物処理加工施設。2、鬼北町大字岩谷352番地1。一般社団法人、鬼北町農業公社。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、議案第20号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について

の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第21号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第22号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第23号、鬼北町新規作物導入施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番(兵頭 稔君)

この5つの協定書なんですが、最終的に協定を結ぶのに、副町長、松本さん、町長ではないんですけど、理事長、兵頭となっとるんですけど、これはどういうことになっているのか教えてください。

○町長(兵頭誠亀君)

副町長が答弁いたします。

○副町長(松本幸男君)

民法の第108条の規定によりまして、双方代理の禁止という項目がありまして、町長と町長がお互いに契約するということはできないことになっておりまして、一時

的にこの契約においては、私の副町長が町長の臨時代理として契約の一方の当事者になるということになります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

ということは、この公社の理事長は町長が当たるという解釈でよろしいですね。

○町長（兵頭誠亀君）

私が理事長でございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、鬼北町農林水産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第25号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定につ

いて、日程第17、議案第26号、日吉夢産地の指定管理者の指定について、日程第18、議案第27号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について、日程第19、議案第28号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について、日程第20、議案第29号、森の三角ぼうし農産加工施設の指定管理者の指定について、以上5件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第25号から、日程第20、議案第29号5件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、林業振興施設、日吉夢産地、日吉ふれあい農園、森の三角ぼうし及び森の三角ぼうし農産物加工施設の指定について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

まず、39ページの議案第25号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町林業振興施設。2、指定管理者となる団体の名称、鬼北町大字下鍵山300番地3。株式会社日吉農林公社。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、40ページの議案第26号、日吉夢産地の指定管理者の指定につきましては、1、日吉夢産地。2、指定管理者となる団体の名称、鬼北町大字下鍵山54番地。株式会社日吉夢産地。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、41ページ、議案第27号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町日吉ふれあい農園。2、指定管理者となる団体の名称、鬼北町大字下鍵山54番地。株式会社日吉夢産地。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、42ページの議案第28号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定につきましては、1、鬼北町森の三角ぼうし。2、指定管理者となる団体の名称、鬼北町大字永野市138番地6。株式会社森の三角ぼうし。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、43ページの議案第29号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、1、森の三角ぼうし農産物加工施設。2、指定管理者となる団体の名称、鬼北町大字永野市138番地の6。株式会社森の三角ぼうし。3、令和8

年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから議案第25号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号、日吉夢産地の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、日吉夢産地の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、鬼北町日吉ふれあい農園指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

森の三角ぼうしの管理の基準、休業日なのですが、月曜日休業というのはどういう理由なんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

これまで森の三角ぼうしの定休日につきましては月曜日を設定しておりますが、これまで会社と出荷組合のほうで相談の上で月曜日の定休日を設けたものです。それにつきましては、職員の関係、また、出荷者の関係の協議の中で月曜日となったと聞いておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○2番（入田伸介君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

利用者のほうから、利用者というか、お客さんのほうですけど、特に何も苦情というか、そういうのは上がってはいないんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

私も二、三は伺っておりますけども、私のほうも社長、また生産組合長の方と年に2回のお話合いの中でその話はするんですけども、農家の方々が減少して、野菜が毎日出すとか、なかなかこたわんと言われる方がいらっしゃるわけですよ。それをお願いして出してもらったんですけども、どうしても1日休ませてくれということがあって、それを町のほうから無理にやるのがなかなか難しいというのが現状でございます。もちろん前にもこのお話がありましたので、再度要請はしておりますけども、現状として人員の確保、それから生産者の方の減少というものが著しいということで、やむを得ず私も今のところ了解しているところでございます。要請は続けてまいります。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑。

○5番（兵頭 稔君）

対価の支払いなんですけど、三角ぼうしは500万円、日吉夢産地も500万円、一方は休養日が多いということで、同じ対価というのはおかしいんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

株式会社日吉夢産地、株式会社森の三角ぼうしに指定管理料としてお支払いしているのは、道の駅としてのトイレの委託といった委託料そのものでありますので、その施設そのものについては両方とも年中開けておりますので、その関係で同額としていくところであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、鬼北町森の三角ぼうし指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

再開を10時15分とします。

休憩 午前 9時57分

---

再開 午前10時15分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、日程第21、議案第30号、小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第21、議案第30号、小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、小規模水道施設大村地区施設の指定について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

44ページの議案第30号、小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定につきましては、1、小規模水道施設大村地区施設。2、鬼北町大字父野川上59番地。大村地区水道施設管理組合。3、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとするものであります。

資料として、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしております。御確認

いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

1ページの第6条ですね、基本的な業務の範囲ということで、小規模水道施設大村地区施設の運営とか、1、2、3、4とあるんですが、集金したお金というのはどのようなになるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今の御質問についてお答えいたします。

利用者から集めていただいた使用料については、その施設の運営に関する費用として充てられるということであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

ということは、水道料金は町と同じ基本料金で徴収するということがよろしいですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

町と同じ水道料かどうか分かりませんが、その管理組合の中で定められた金額を集められているということのようです。

○5番（兵頭 稔君）

じゃあその料金とかそういったことはこの管理組合が決めて集金するという解釈でよろしいですね。この方には全然対価を払うというふうになっていないんですけど、

そういった部分はどうなっているんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

役場からそちらのほうに対して、管理組合に対してお金を払うことはございません。基本的に管理組合の組合員さんが出してもらった資金の中で管理をして、1年間運営していくという考えであります。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第22、議案第31号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第22、議案第31号、鬼北総合公園の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北総合公園

の指定について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

37ページの議案第31号、鬼北総合公園の指定管理者の指定につきましては、1、鬼北総合公園。2、鬼北町大字永野市1290番地1。鬼北町スポーツ協会。3、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

資料として、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（中山定則君）

年度協定書（案）のところで、第3条の指定管理料なんですけど、3月が300万3,000円ということで、3月だけ額が違うというのはどういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

先ほどの指定管理料の支払いに関しまして、3月だけ料金が違うという理由でございますが、割り切れない分に関しまして、3月分で調整するというところでございます。内容で調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

指定管理料のことで、人件費分について令和8年度、来年度予算になるんですが、増額されているのかどうか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

ちょっと待って、中山議員、それは指定管理のこの件とはちょっと違うと思うんで

すよ。その内容については今度、予算委員会がありますので、そのときに質疑をしていただけませんか。

○6番（中山定則君）

はい、分かりました。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第32号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第23、議案第32号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明をいたします。

令和7年度も年度末を迎え、本年度予定しておりました事務事業も繰越しを予定している一部の事業を除いて完了、または最後の仕上げの段階に入っており、最終的な調整を行うため補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、事業の確定及び完了に伴い、事業費等を減額補正するほか、JAが実施する育苗センター整備に係る補助金等を追加補正いたしております。

歳入につきましては、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1億4,850万円を減額し、予算の総額を92億4,270万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第32号、一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。なお、別途お配りしております補足資料、A4縦のものも併せて御覧ください。

今回の補正につきましては、決算見込みに伴う不用額の調整などが主なものとなっておりますが、追加補正をしておりますものにつきまして、主なものを御説明させていただきます。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書23ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費、18節、退職手当組合負担金1,473万2,000円につきましては、一般職の3月末退職に伴う退職手当組合負担金5名分でございます。

24ページを御覧ください。

2款、1項、5目、財産管理費の24節、減債基金積立金1,345万9,000円につきましては、普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費として交付されました1,257万8,000円及び利子を積み立てるものでございます。

続いて、25ページを御覧ください。

2款、1項、6目、企画費の18節、ふるさとときほく未来基金積立金1,408万1,000円につきましては、ふるさと納税の増加により、積立金を追加補正するものであります。

同じページの2款、1項、11目、生活交通路線対策費の18節、地方バス路線維持費補助金1,870万6,000円につきましては、宇和島自動車に対する補助金でございます。

26ページを御覧ください。

2款、1項、13目、情報通信基盤整備事業費、10節、修繕料184万3,000

0円につきましては、第二庁舎に係る電気回路を制御する機器であります継電器及び負荷開閉器の修繕費用であります。

次に、27ページを御覧ください。

2款、1項、16目、諸費、18節、宇和島地区広域事務組合負担金2,441万1,000円につきましては、宇和島地区広域事務組合の最終月の負担金を追加補正するものであります。

続いて、28ページを御覧ください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の12節、電算システム改修委託料413万2,000円につきましては、住民基本台帳システム及び戸籍附票・戸籍情報システムの改修にかかる費用であります。

29ページを御覧ください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、22節の負担金等超過交付返納金257万1,000円につきましては、障害者自立支援給付費国庫補助金等の返還金でございます。

続いて、30ページをお開きください。

3款、2項、2目、児童福祉施設費、12節、広域保育委託料322万円につきましては、町外の保育所等に入所する園児にかかる委託料の増加により追加計上するものであります。

続いて、33ページをお開きください。

4款、1項、10目、小規模水道費の10節、修繕料235万7,000円につきましては、上巻配水池の加圧排水ユニットの修繕にかかる経費を計上するものであります。

続いて、34ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費の18節、一番下の行になりますが、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金2億9,082万7,000円につきましては、JAえひめ南が実施いたします三間・鬼北育苗センターの統合にかかる補助金でございます。

次に、37ページをお開きください。

6款、1項、6目、成川溪谷休養センター費の17節、備品購入費、機械器具費327万8,000円につきましては、成川溪谷休養センターで使用いたします業務用洗濯機の購入にかかる経費を計上するものであります。

38ページをお開きください。

7款、2項、4目、橋梁新設改良費の14節、橋梁新設工事請負費200万円につ

きましては、町道筒井坂線三間谷橋の更新工事につきまして、労務費の増加により追加計上するものであります。

39ページを御覧ください。

8款、1項、1目の非常備消防費の17節、機械器具費5,500万円につきましては、災害発生に伴う停電時に避難所等で安定した電源の供給が可能となるよう、LPガス式電源車を整備するための経費になります。

続いて、42ページをお開きください。

9款、4項、1目、社会教育総務費、17節、一番最後の行ですが、機械器具費395万8,000円につきましては、イベント等で荷物運搬に使用してございましたトラックにつきまして、修理不能となりましたので、新たなトラックを購入するための経費となります。

44ページを御覧ください。

9款、5項、2目、給食センター費、10節、修繕料138万7,000円につきましては、広見給食センターのボイラーの修繕経費となります。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

1款の町税から9款、地方特例交付金につきましては、決算見込みにより所要の補正をしております。

13ページの10款、1項、1目、地方交付税の1節、普通交付税1億4,228万円につきましては、再算定によりまして増額となりましたので、その増額分を計上しております。

15ページをお開きください。

14款、2項、7目、消防費国庫補助金、1節、新しい地方経済・生活循環創生交付金2,750万円につきましては、先ほどの歳出8款、1項、1目の非常備消防費でありましたLPガス式電源車に係る国庫補助金でございます。

16ページをお開きください。

15款、2項、4目、農林水産業費県補助金の2節、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費県補助金2億7,159万8,000円につきましては、先ほどの歳出5款、1項、3目の農業振興費にありました育苗センターの統合補助金にかかります県補助金となります。

それから、19ページを御覧ください。

18款、2項、5目の過疎地域自立促進基金とりくずし590万円につきましては、

歳出2款、1項、11目の生活交通路線費に充当するために取り崩すものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

20款、4項、2目、民生費受託事業収入、1節、広域保育受託事業収入259万7,000円につきましては、町外の子供を町内の保育所等で受け入れる際の負担金について、決算見込みにより増額補正をするものであります。

また、同節の認定こども園施設施設型給付費補助金275万6,000円につきましては、町内の1号認定園児にかかる負担金について、決算見込みにより増額をするものであります。

同ページの20款、5項、1目、雑入の11節、宇和島地区広域事務組合負担金精算金の396万9,000円につきましては、過年度の負担金について精算金が発生したため、雑入で受け入れるものであります。

21ページを御覧ください。

21款、1項、4目、農林水産業債の1節、統合水稻育苗施設整備事業債1,920万円は歳出5款、1項、3目の農業振興費にありました育苗センター統合事業に係る過疎債となります。

次に、繰越明許費について御説明いたしますので、予算書の6ページから7ページを御覧ください。

年度内に事業の完了が見込めないものにつきまして、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できるよう、計28事業、11億749万4,000円を繰り越すものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

変更の4番、AED整備事業及び5番の個人番号利用事務系、内部事務系システム運用附帯機器借上事業につきましては、事業費の確定に伴いまして限度額を変更するものであります。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

それぞれ事業費の確定に伴いまして限度額を補正後の額に変更するものであります。また、利率の列につきまして、日銀の政策金利の引上げに伴い、利率を年3%以内から年5%以内に変更しております。

起債の方法、償還の方法につきましては補正前に同じとしております。

最後に、給与費明細書について御説明いたしますので、46ページを御覧ください。

特別職について御説明いたします。

比較の列で申し上げます。

その他の特別職につきまして、職員数69名、報酬179万3,000円を減とするものでありまして、主なものとしましては、39ページの歳出8款、1項、1目、消防団員報酬の減等が主な要因でございます。

47ページ、一般職員につきましては、給料、手当、共済費につきまして、決算見込みにより所要の補正をしております。

48ページ以降については、説明を省略いたしますので、お目通し願います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

39ページの8款、1項、1目、17節の機械器具費、これをもうちょっと詳細に説明をお願いしたいのと、先ほど冒頭に町長が3月補正でありますので、仕上げの時期に来ているということで、最終調整を計上させてもらうということと言われたんですが、この案件については、これはもう新規になろうと思うんですけど、何でこの3月補正でやられるんか、それと、この予算の配分なんですけど、内容を見てみたら、令和7年度の補正と令和8年度の当初予算と両方にまたがっているように見えるんですが、どのようになっているのか、それとこの車両がどのような形で必要なのかというのをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、まず、補正予算案の対応としたことについてですけれども、大塚商会さん、これまでも企業版ふるさと納税として災害支援物資等々、寄附をしていただいております、過去3年間で約1億900万円程度の御寄附をいただいている企業でございます。この企業のほうからの提案がありまして、この電源車の導入、国庫補助の国の予算の令和7年度補正予算対応の予算の残る部分について、

ふるさと納税で企業版ふるさと納税として寄附をしたいという申出がありましたので、予算につきましては令和7年度、現在、申請をしているところですが、令和7年度の補正予算で、歳入につきましては、令和8年度に入ってからということになりますので、令和8年度の企業版ふるさと納税ということで予算の計上をさせております。

この発電車についてですけれども、当然災害等が発生した場合についてはその停電時の電源の供給ということになります。電源につきましては、避難所、あるいは医療機関等々での電源の供給ができるということになっておりまして、供給量につきましては、おおむね出力については、一般世帯でいうと10世帯程度で、町内で言えば公民館の電気が賄える発電出力があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○10番（松浦 司君）

内容は大体分かりましたが、令和7年度と8年度にわたっている、単年度決算、今から令和7年度決算を進めていかないけれども、令和8年度にまたがっているというのがちょっと、令和8年度じゃいけないのですか、今言われたように分かります、令和7年度の補正で上げて、そのふるさと納税の部分は入れて、あとの部分は令和8年度予算ということで、ちょっと借方、貸方がおかしいことになるんじゃないかな、そこをちょっと思っているのと、多額の寄附してもらって、これはありがたいことなんですけど、ただ、その寄附をいただいたから、それを取り入れるじゃなくて、実際この車がどのように活用されて、どのように今後、役立てするのか。例えばもう近い将来大きな地震が来る状況下にありますと、例えば地震で道路もどこも被災して通れない状況下にこの車がどこへ向いて行けるのか、それやったら各公民館に蓄電池を備えるとか、各集会所にそういう防火施設を設けるとか、そういうお金に充てるべきではないかなと私は思うんですけど、そこら辺の考え方をちょっと教えてもらいたい。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

この電源車の利用といいますか、使用についてですけれども、現在、想定しておりますのは日吉地区に配備をしていく予定をしております。電力、停電の場合、町部のほうからの復旧というのが多くなってきますので、特に日吉地区が停電が長引く可能性があるということで、そして、なおかつ日吉地区の診療所もありますので、そちらのほうの電源の確保もしたいということで日吉地区で管理をするというふうなことを想

定しております。通常時におきましては、イベント等の電源確保で災害に対する啓発等も含めて行う予定としております。

予算の令和8年度の予算になったという部分につきましては、ふるさと納税の寄附が令和8年度に入ってくるため、令和7度ではなく令和8年度当初予算での計上ということにさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

令和7年度と令和8年度のちょっと付け足しなんですけども、逆に国の補正予算を令和8年度に組めばいいんですけども、国のほうのこの補助金の使い方として、令和7年度に予算を組んでもらいたいというのが一つの条件といいますか、約束事のようなことがありますて、なっておるといふところ、ふるさと納税のほうについては、令和8年度に用意いたしますということで、国もそこらを例えばしっかりと了解済みの中ということで御理解いただきたいと思います。

もう一点は、1月に地震の際の、大きな地震があったときの孤立世帯の数が新聞のほうに、マスコミ報道にあったものですから、その中で一番多いところといふところで、まずは日吉かというふう考えております。

ただ、松浦議員おっしゃいましたように、鬼北町は中山間地が多くありますので、そこらあたりにこの電源車、これも本当に助かるものだと思っておりますので、これから先、新たに各地域にできればなるべく早く装備したいなというふう考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○10番（松浦 司君）

理解はできました。ただ、こういうふうなこれ1台ですかね、1台の車、5,500万円の車を買うということ、これはかなりの補助金、ふるさと納税がありますが、一応議会には説明ぐらひはいただきかけたかと、今後のことでもありますので、やはり前もってある程度説明、議会に全員協議会をいつでも開いて構いませんので、よろしく願いしておきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

21ページの20款、諸収入のデジタル基盤改革支援補助金についてお尋ねします。今回、ガバメントクラウドの移行時期の後ろ倒しということですが、当初予定して

いた移行時期と今回後ろ倒しとなった後の予定時期はいつなのかということと、後ろ倒しの理由というのは国の仕様の変更なのか、ベンダー確保ができなかったのか、本町の判断が含まれているのかの御説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

今後の時期については後で危機管理課長が答弁いたします。

手前のほうなんですけども、ここは私のほうで指示をしたところでありまして。ガバメントクラウドの導入について、そのクラウドを活用すると、日本全国活用することについて、国の説明ではその経費については削減ができるという御判断があって、それであれば、今の経費よりも安くなると想定すれば、それが一番いいんですけども、実際に県内の7市町のクラウドのときに、今の契約額より高くなっていたんですよ。いや、これやったら話が違うんで、少しでも遅らせて、業者さんとの協議の時間を持って、それを所期の目的を達成してはどうかということで、私が相手は愛媛電算さんなんですけども、社長にじきじきに電話して、遅らせてくれと、もう少し安くなぜならんのかなということをして、今現在少し安くなるとかな、その当時よりは安くなっておるところでありまして、7つの自治体の一番最後にしてもらいました。

ただ、早くすることがいい場合もありますけども、今回は経費について結構国のほうの啓発として安くなるからクラウドに移行しようやということがあったので、それの所期の目的を達成しなければ、議会、町民からの理解も得られないだろうということで、延ばしていただいた次第です。御理解いただきたいと思います。

あと、危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問の開始時期でございますけれども、今年度予定しておりました時期につきましては3月末、令和8年度の開始時期というのは秋頃の予定で現在進めております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

私もその新聞の報道とか見ると、他自治体、2倍、3倍になっているところ、そこを懸念して今回質問させていただいたので、町長がそういったお考えで進められているというのは安心いたしました。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

ただいま松浦議員が質問したLPガス式電源車についてなんですが、日吉に配置をするということですが、誰がどのような形で訓練とか、そういったことを、管理とかをやっていくのかを質問したいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

日吉での管理ですけれども、通常車両としての管理、発電機としての管理につきましては、ふるさと納税の寄附の中に2年間のメンテナンス等々を含めてやっておりますので、そこで進めていく予定であります。それ以降につきましては、職員のほうで発電機等を管理、また、メンテナンスにつきましては業者に依頼して実施していただくという予定をしております。通常時につきましては、イベント等で使用して、特に災害時にこういった車両があるというところのPR、そして防災意識の向上ということに向けて使用していく予定にしております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

今、答弁いただきましたが、かなり高度な機械でもあるかなと思うんですが、これは運転とか、実際に稼働していく場合は、誰がどのような形で被災地なりに行くのかをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

こちらの発電装置で施設を運営する場合につきましては、電源の協定先であります、町内で言えば電気工事工業組合、宇和島支部の協力協定を基に協力いただいて電気の接続をする。ガスにつきましては、LPガスでの発電になりますので、ガスにつきましても、宇和島地区のLPガス協会のほうと協定を結ばせていただいておりますので、そちらの御協力を得て燃料の供給をしていくということを予定しております。

車の運転につきましては、普通免許での運転が可能となっておりますので、職員のほうで対応するという形になります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

13ページの10款、1項、1目、地方交付税、普通交付税の増額の内訳なんですけども、教えていただきたいのが、公債費を除いた個別算定経費、公債費の個別算定経費及び包括算定経費をそれぞれ教えていただけませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

普通交付税の再算定に関してですけれども、当初算定の折にはその個別算定、包括算定とありますが、追加につきましては国税の上振れ分について全国に配分されますので、何費が幾ら、何費が幾らという細かな詳細は把握しておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第33号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）  
についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第24、議案第33号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）  
について提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、用品調達費、文書作業費、一般会計繰出金に  
ついて所要額を補正するとともに、歳入につきましても、歳出に準じて補正しており  
ます。

この結果、歳入歳出それぞれ79万8,000円を減額し、予算の総額を1,500  
万4,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきまして、会計管理者が説明いたします。御審議のほどよろし  
くお願い申し上げます。

○会計管理者（稲屋浩明君）

それでは、議案第33号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）  
について、御説明をいたします。

歳出から御説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回89万8,000円減額し、補正後の額を5  
52万3,000円とするものであります。

減額理由につきましては、10節、需用費の決算見込みによるものであります。

次に、2款、1項、1目、文書作業費を40万円減額し、補正後の額を840万1,  
000円とするものです。

減額理由につきましては、10節、需用費の決算見込みによるものであります。

次に、3款、1項、1目、諸費につきましては50万円を増額し、補正後の額を9  
8万円とするものであります。

これは、用品調達費、文書作業費の収支差引見込額を一般会計へ繰り出すため、2  
7節、繰出金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前の5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を決算見込みにより79万8,000円減額し、  
補正後の額を619万3,000円とするものであります。

これにより歳入歳出それぞれ79万8,000円減額し、予算の総額を1,500万4,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第34号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第25、議案第34号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、保険事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、県支出金、繰入金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ5,214万8,000円を減額し、予算の総額を11

億6,141万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、議案第34号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので6ページを御覧ください。

2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費の18節、負担金補助及び交付金は4,000万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

2款、1項、3目、一般被保険者療養費の18節、負担金補助及び交付金は100万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費の18節、負担金補助及び交付金は500万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

2款、4項、1目、出産育児一時金の18節、負担金補助及び交付金は100万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

続いて、7ページを御覧ください。

6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は378万5,000円を減額するもので、同項、7節、報償費は111万1,000円を、同項、12節、委託料は特定健康診査事業委託料等210万9,000円を、同項、18節、負担金補助及び交付金は負担金56万5,000円を、それぞれ決算見込みにより減額するものであります。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、24節、積立金を37万3,000円増額するもので、これは財政調整基金利子の決算見込みによる調整です。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、5ページを御覧ください。

4款、1項、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金は4,640万円を減額するもので、歳出2款の保険給付費の減額に伴う決算見込みにより減額するものであります。

続いて、同目、2節、特別交付金は82万9,000円を減額するもので、特定健康診査等負担金の補助金が決算見込みにより減額されたことによるものであります。

次に、5款、1項、1目、利子及び配当金は37万3,000円を増額するもので、財政調整基金利子の決算見込みによるものです。

次に、6款、1項、1目、一般会計繰入金は66万6,000円を決算見込みによ

り減額で調整するものであります。

次に、6款、2項、1目、財政調整基金繰入金は409万5,000円を決算見込みにより取崩しを減額するものであります。

次に、8款、3項、3目、貸付金元利収入は70万円を決算見込みにより減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第35号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第26、議案第35号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、総務費及び医業費を減額補正するとともに、歳入につきましては、診療収入を減額補正するとともに繰入金等を増額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ898万2,000円を減額し、予算の総額を1億4,569万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第35号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書8ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は8節、旅費、代診医派遣に係る費用弁償を46万4,000円減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

18節、負担金補助及び交付金は代診医派遣負担金を27万円減額するもので、三島診療所の常駐医師不在による愛媛県立中央病院等からの代診医師の派遣依頼回数を精査した結果によるものです。

26節、公課費は消費税を9万円減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は8節、旅費を28万1,000円、10節、需用費を10万円、18節、負担金補助及び交付金を2万4,000円それぞれ減額するもので、和歌山県で開催された全国国保地域医療学会での不用額等により減額するものです。

続いて、2款、1項、1目、医療用機械器具費は13節、使用料及び賃借料を25万1,000円減額するもので、在宅酸素使用料の減によるものです。

次に、同項、3目、医薬品衛生材料費は10節、需用費を524万円減額するもので、地域の人口減少や患者減少、ジェネリック医薬品への移行などにより医薬材料費が減少したことによるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、6ページを御覧ください。

1款、1項、外来収入は1目、国民健康保険診療報酬収入を434万7,000円、同項、2目、社会保険等診療報酬収入を47万3,000円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入を722万6,000円、同項、4目、一部負担金収入を260

万8,000円、同項、5目、その他の診療報酬収入を34万7,000円それぞれ減額するもので、これは前年度に引き継ぐ薬の長期投与により来院回数の減や地域の人口減少の影響で患者が減ったことによるもの及びジェネリック医薬品への移行による外来収入の減額です。

次に、同款、2項、1目、諸検査等収入を22万1,000円、同款、同項、2目、予防接種収入を90万4,000円それぞれ減額するもので、健診料等検査、特定健康診断及び予防接種受診者の減少によるものです。

続いて、2款、1項、1目、自動車使用料を11万6,000円減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、4款、1項、1目、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を668万5,000円、同款、2項、1目、事業勘定繰入金を国民健康保険特別会計からの繰入金（僻地診療所運営費交付金）ですが、診療所運営費が増加したことにより4万5,000円増額するものです。

続いて、6款、1項、1目、雑入は53万円増額するもので、決算見込みにより調整するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第36号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第27、議案第36号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
について提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、地域支援事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、介護保険料を増額補正するとともに国庫支出金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ8,579万8,000円を減額し、予算の総額を16億2,171万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第36号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、9ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、142万3,000円を減額補正し、補正後の額を1,850万円とするものです。補正の理由は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料の減によるものです。

同款、2項、1目、賦課徴収費につきましては20万円を減額補正し、補正後の額を60万9,000円とするものです。補正の理由は、通信運搬費の決算見込みによる減額です。

同款、3項、介護認定審査会費につきましては86万7,000円を減額補正し、補正後の額を2,531万5,000円とするものです。補正の主な理由は、1目、介護認定審査会費を認定審査会委員の欠席により、1節、報酬を22万円、同項、2目、認定調査費につきましては11節、役務費を57万円、12節、委託料を7万7,000円減額するもので、主な理由は、認定有効期間の延長措置により、認定更新回数

が減となり、通信運搬費を7万円、手数料において、それに伴う主治医意見書作成の減により50万円を減額補正しております。

また、12節、委託料を7万7,000円減額した理由は、町外の遠隔地への調査委託回数減によるものです。

2款、保険給付費から、11ページの3款、地域支援事業費につきましては、それぞれの項目について決算見込みにより不足する見込額を増額補正、また、不用額が生じる見込みのものについては減額補正をするものであります。

次に、12ページの4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和8年3月31日時点において、基金利子が増額となる見込みであり、72万円を増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては1,425万7,000円を増額補正し、補正後の額を2億5,862万8,000円とするもので、決算見込みにより増額補正するものであります。

次に、4款、2項、国庫補助金につきましては、交付金等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

次に、5款、1項、支払基金交付金につきましては、交付対象となる保険給付費等の決算見込みにより減額補正するものです。

7ページに移りまして、次に、6款、2項、県補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

7款、1項、財産運用収入につきましては、1目、利子及び配当金につきましては、令和8年3月31日時点において基金利子が増額となる見込みであり72万円を増額補正するものであります。

8款、1項、一般会計繰入金につきましては1,496万9,000円を減額し、補正後の額を2億5,847万2,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正するものです。

8ページに移りまして、8款、2項、基金繰入金につきましては介護給付費準備基金繰入金を424万円増額し、補正後の額を1,677万8,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金からの取崩しするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

歳出の1款、1項、1目、一般管理費の委託料が140万円ほど減額ということで  
すけど、これはこの説明にある計画がなくなったということなんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

これは入札した結果、入札減による減額によるもので計画は行っております。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

了解しました。

それともう1点、1款、3項、1目、2目の介護認定審査会費及び認定調査費が、  
これも減額されているんですけども、これは減額によって回数が減ったという御説明  
だったと思うんですけど、現場への現状把握に影響があるとか、そういうものは関係  
ないものなんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

特に支障は来しておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第36号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第37号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第28、議案第37号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するとともに、歳入につきましては、繰入金を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ591万2,000円を減額し、予算の総額を2億2,073万9,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(山本雄大君)

それでは、議案第37号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、6ページを御覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を591万2,000円減額で計上しております。その内訳は、事務費負担金が122万9,000円、保険料等負担金保険基盤安定分が468万3,000円をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページを御覧ください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金を591万2,000円減額するもので、その内訳は、1節、事務費繰入金を122万9,000円減額し、2節、保険基盤安定繰入金を468万3,000円減額するもので、それぞれ決算見込みにより調整をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第38号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第29、議案第38号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

第5条に定める企業債において、日銀の政策金利の引上げに伴い利率を引き上げる

ものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、議案第38号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、1ページをお開きください。

第2条であります。予算第5条に定めた企業債の内容を次のように改めます。

長期金利の上昇が見込まれるため、借入利率を3%から5%に改めるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第39号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第30、議案第39号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては医業費用、医業外費用等を減額補正するとともに、収益的収入において医業収益等を減額、特別利益を増額補正しております。

この結果、収益的支出を1,376万7,000円減額し、収益的支出総額を9億9,850万6,000円とするとともに、収益的収入を2,837万6,000円減額し、収益的収入総額を9億8,354万円としております。

また、資本的支出においては建設改良費及び固定資産購入費を減額補正するとともに、資本的収入において企業債補助金を減額補正しております。

この結果、資本的支出を3,721万5,000円減額し、資本的支出総額を1億2,746万6,000円とするとともに、資本的収入を4,187万2,000円減額し、資本的収入総額を8,394万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第39号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づいて説明いたしますので、7ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入について説明いたします。

1款、1項、医業収益につきましては2,701万8,000円を減額し、補正後の額を6億7,776万1,000円とするものです。

減額の主な要因は、同項、1目、入院収益につきましては876万円を減額し、7億2,705万円とするものであります。減となった主な要因は、地域の人口減少等によるものです。

同項、2目、外来収益につきましては1,735万7,000円を減額し、2億2,803万1,000円とするものであります。減の主な要因は、地域の人口減少によるものです。外来患者につきましても、入院患者と同様、令和2年度に減少し、コロナ禍以前の患者数まで回復しておりません。

同項、3目、その他医業収益につきましては90万1,000円を減額し、補正後の額を2,268万円とするものであります。減の主な要因は、介護保険意見書料等

文書料の収入減によるものです。

次に、1款、2項、医業外収益につきましては253万8,000円を減額し、補正後の額を2億7,249万8,000円とするものです。減額の主な要因は、3目の補助金で248万5,000円を減額するものです。主な要因は、担当職員が異動になったことにより減額しております。

また、5目、その他医業外収益につきましては、医師公舎等使用料と今年度から2階の自動販売機を撤去したことで行政財産収入減によるものです。

同款、4項、2目、その他特別利益につきましては118万円を増額し、118万1,000円とするものであります。これは医療施設食材費高騰対策応援金等を計上するものです。

次に、8ページに移りまして、支出について説明いたします。

1款、1項、医業費用につきましては1,276万6,000円を減額し、補正後の額を9億5,751万円とするものであります。

減の主な要因は、同項、2目、経費につきましては1,927万6,000円を減額し、7億3,585万8,000円とするものであります。減の主な理由は、指定管理者へ交付する11節、交付金のうち、医業収益である健康保険等診療報酬交付金が病院事業収益の減により2,993万円の減額となったことによるものです。

また、同項、3目、減価償却費、4目、資産減耗費につきましては、価格が確定したことによりそれぞれ増額しております。

1款、2項、医業外費用につきましては100万円を減額し、補正後の額を679万6,000円とするものであります。

減の主な要因は、1目の支払利息及び企業債取扱諸費の不用額100万円を減額補正するものです。

同款、4項、特別損失につきましては、1目の固定資産売却損の座の設定の不用額を減額補正したものであります。

続きまして、9ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出のうち、初めに中ほどにあります支出から説明いたします。

1款、資本的収支出につきましては、1款、1項、1目、建設改良費を162万2,000円を減額し、383万7,000円とするものであります。補正の理由は、当初施設設備の故障等を見込んでおりましたが、緊急を要する工事のみを行ったためによるものです。

同款、2項、1目、固定資産購入費につきましては3,559万3,000円を減額し、4,680万円とするものであります。補正の理由は、X線CT診断装置購入費の入札減少金によるものです。

次に、収入について説明いたします。

1款、資本的収入のうち、同款、1項、1目、企業債につきましては、支出の1款、1項、1目、建設改良費及び同款、2項、1目、固定資産購入費の企業債対象経費に係る補正相当額を医療機器整備及び医療設備整備事業債からそれぞれ減額するものであります。

同款、3項、1目、補助金につきましては、支出の1款、2項、1目、固定資産購入費のうちX線CT診断装置の購入に係る県僻地医療拠点病院整備事業費補助金の交付決定によるものであります。

続きまして、10ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容により、令和7年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。前条と同様に、令和7年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページに移りまして、次に、第4条であります。前条と同様に、令和7年度鬼北町病院事業会計予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

3ページに移りまして、次に、第5条であります。令和7年度鬼北町病院事業会計予算の第5条に定めた企業債について、事業の確定に伴い限度額を改めるものであります。

利率につきましては、長期金利上昇が見込まれるため、年5%以内に変更しております。起債の方法及び償還の方法につきましては補正前と同じです。

4ページから6ページの補正予算実施計画については割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第39号、令和7年度鬼北町病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第40号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第31、議案第40号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、営業費用を減額補正し、営業外費用を増額補正するとともに、収益的収入において営業外収益を減額補正しております。

この結果、収益的支出を1,110万4,000円減額し、収益的支出総額を2億1,321万円とするとともに、収益的収入を1,120万8,000円減額し、収益的収入総額を2億1,407万5,000円としております。

また、資本的支出においては建設改良費を減額補正するとともに、資本的収入において企業債補助金等を減額補正しております。この結果、資本的支出を1,835万円減額し、資本的支出総額を6,478万2,000円とするとともに、資本的収入を1,831万3,000円減額し、資本的収入総額を6,485万6,000円とするも

のであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（東 明彦君）

それでは、議案第40号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、支出から御説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款、1項、1目、管渠費につきましては、農集分の修繕費を140万円減額し、補正後の額を69万1,000円とするものであります。これはポンプ場と処理施設をつなぐ管渠について、修繕費の不用額を減額するものであります。

1款、1項、3目、処理場費につきましては、浄化槽分の処理施設管理委託料を736万9,000円減額、農集分の手数料を200万円減額、農集分の修繕費を20万円減額し、補正後の額を4,841万4,000円とするものであります。これは、いずれも決算見込みによる不用額を減額するものであります。

続きまして、1款、1項、4目、総係費につきましては、農集分の委託料を198万円減額し、補正後の額を4,324万2,000円とするものであります。これは、施設によっては、供用開始後30年以上経過している施設もあり、処理能力の低下などが懸念されることから、本年度において維持管理の適正化に向けた計画を作成いたしました。その作成委託料が確定したことから減額するものであります。

1款、1項、5目、減価償却費、1款、1項、6目、資産減耗費につきましては、奈良地区農業集落排水処理施設の余剰汚泥弁の除却と奈良地区中組橋ポンプ場におけるポンプ1基の除却によるもの、また、浄化槽2基の除却によるもので、減価償却費につきましては19万円減額し、補正後の額を1億481万8,000円に、資産減耗費につきましては133万5,000円増額し、補正後の額を143万5,000円とするものであります。

1款、2項、2目、消費税及び地方消費税につきましては、農集分の消費税を70万円増額し、補正後の額を235万円とするものであります。これは確定申告のため増額するものであります。

続きまして、収入について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

1款、2項、3目、他会計補助金につきましては、農集分を400万円、浄化槽分を844万9,000円、合計1,244万9,000円減額し、補正後の額を970

万円とするものであります。これは先ほど御説明いたしました修繕費、手数料などを減額したことに伴い、一般会計からの補填となる補助金も減額するものであります。

1款、2項、4目、長期前受金戻入につきましては、先ほど御説明いたしました、除却した機器等に係るもので、後年に計上予定でありました各補助金、負担金など合計124万1,000円増額し、補正後の額を1億624万2,000円とするものであります。

10ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出から御説明いたします。

1款、1項、1目、管渠建設改良費の備用品費につきましては、事務用品購入費用の不用額9万1,000円、工事請負費につきましては、浄化槽の工事基数の減による不用額1,782万2,000円、合計1,791万3,000円減額し、補正後の額を2,408万1,000円とするものであります。

1款、1項、2目、ポンプ場建設改良費につきましては、奈良地区の中組橋ポンプ場におけるポンプ1基取替え工事に係る不用額41万5,000円を減額し、補正後の額を126万5,000円とするものであります。

1款、1項、3目、処理場建設改良費につきましては、奈良地区農業集落排水処理施設の余剰汚泥弁の取替え工事に係る不用額2万2,000円を減額し、補正後の額を94万6,000円とするものであります。

続きまして、収入について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。

1款、1項、1目、建設改良債につきましては、610万円減額し補正後の額を970万円とするものであります。これは工事請負費が減額されたことに伴い、その分を起債で借ることが不要となったため、減額補正するものであります。

1款、2項、1目、国庫補助金、同じく2目、県補助金、また、1款、3項、2目、受益者負担金及び分担金につきましては、先ほどと同じく工事請負費が減額されたことに伴い、その分に係る補助金、負担金がなくなるため減額補正するものであります。いずれも、浄化槽の工事基数の減によるもので、1款、2項、1目、国庫補助金につきましては417万3,000円減額し、補正後の額を545万7,000円に、1款、2項、2目、県補助金につきましては110万9,000円減額し、補正後の額を148万円に、1款、3項、2目、受益者負担金及び分担金につきましては693万1,000円減額し、補正後の額を364万9,000円とするものであります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

令和7年度鬼北町下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書につきましては、補

正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

2条の予算第3条に定めた収益的収入及び支出、また3条の予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきましては、先ほど御説明いたしました内容で予定額を補正するものであります。

2ページを御覧ください。

4条につきましては、予算第5条に定めた企業債について事業の確定に伴い限度額を改め、利率につきましては、長期金利の上昇が見込まれるため、年5%以内に変更しております。

第5条につきましては、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額につきまして、費用支出の減額補正に伴い、1,568万円に改めるものであります。

3ページから6ページの補正予算実施計画については割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和7年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時50分

---

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、先ほどの中山議員の質疑に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

同案件につきまして、町民課長が説明いたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

午前中の議案第18号、児童交流センターの指定管理者の指定と、議案第19号、ボランティアセンターの指定管理者の指定の中で、中山議員からの質問についてなんですが、児童交流センターの使用料についてということで質問を受けたわけなんですが、福祉関係者が入場料等を徴収して利用する場合は、使用料を徴収するという規定がありますが、そのような場合はありませんでしたので、使用料は徴収していないということです。

それから、作業室の利用についての質問ですが、作業室は、令和7年度が39件、令和6年度は45件の利用がありました。

以上でございます。

日程第32、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第40、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上9件を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第32、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算について

から、日程第40、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を受けた後、総括質疑とすることに決定いたしました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第32、議案第41号から、日程第40、議案第49号までの令和8年度一般会計及び特別会計並びに企業会計につきまして、町長として令和8年度施政方針を表明いたします。

本日ここに令和8年度当初予算案を提案するに当たり、町長としての町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ここからはかいつまんでお話をさせていただきます。

令和7年度を振り返りますと、全国的な人口減少と少子高齢化の進行、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足の深刻化など住民生活や地域経済を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

4行下、国では、地域未来戦略本部、4行下が昨年11月に設置され、高市総理が本部長を務める中、地域未来戦略政策パッケージの取りまとめが進められています。

当町では、農林業分野における担い手確保や付加価値向上に向けた取組をはじめ、にぎわい創出事業や首都圏交流事業、ワーケーション誘致事業など、関係・交流人口の拡大に取り組んでまいりましたが、引き続き地域の実情に即した施策の展開と国の財源を有効に活用し、健全な行財政運営に努めてまいります。

Ⅱ 予算編成の基本方針、令和8年度当初予算につきましては、物価高騰等の影響や不透明な社会情勢を踏まえ、町債の発行額を最小限に抑え、基金を有効活用することで、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、政策的な予算、新規事業について計上しております。

Ⅲ 主要な施策、現在、策定を進めております第三次長期総合計画に基づく令和8年度の主要な施策について御説明いたします。

1、自然と生き、ひとが集まるまち、（1）資源循環型社会の推進について、まず、プラスチックごみを再資源化、リサイクルするため、令和8年度からきれいなプラスチックごみを分別収集し、ごみ排出量の削減にも努めてまいります。

3ページ、（2）次に、環境保全の推進についてであります。引き続き環境浄化微生物であるえひめA I - 1の普及利用促進、3R活動等の普及啓発に取り組んでま

います。

(3) 次に、グリーンツーリズムの推進についてであります。2行下、南予地域では、ふるさと南予感動体験と題した体験型修学旅行の誘致・受入れに向けた取組が進められていることもあり、農家民宿、農家レストラン、貸し農園、観光農園の開設、民家の改修等の支援や体験指導者の育成など、さらなる受入れ体制の充実と魅力の向上に努めます。

(4) 再生可能エネルギーの利用推進について、6行下、豊富な森林資源の利活用、廃棄物等における資源循環型社会の推進、農林業などの産業活動など、町民、事業者、行政が一体となって町全体として地域脱炭素社会の実現により、地域活力の向上に努めてまいります。

4ページ、(5) 次に、移住・定住促進についてであります。利用可能な空き家を活用し、空き家改修補助事業、再生物件活用事業の継続により、地域における移住・定住対策に取り組んでまいります。

また、民間が整備する賃貸共同住宅の事業費の一部を補助する民間賃貸共同住宅整備補助事業により、町内住環境の充実を図り、転出人口の抑制と定住人口の維持増加に努め、移住定住促進に取り組んでまいります。

2、子どもが育ち、未来が育つまち、(1) まず、子育て支援の充実についてであります。10行下、病児・病後児保育について、令和7年1月から事業を開始したところではありますが、引き続き子供が病気の際に保護者が就労等を継続しながら、子供を安心して預けられる体制の充実を図ってまいります。

また、放課後児童クラブ、ひとり親家庭学習支援事業を継続して実施し、子供の基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行うほか、様々な困難な状況にある子供たちを支援するため、新たな子ども第三の居場所づくりを検討してまいります。

さらに、こども家庭センターの機能強化、出産・子育て支援交付金や不妊治療の助成の継続、2行下、産後ケアなど、利用者のニーズに合わせた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

家計支援としては、多子世帯の保育料の軽減措置や、3歳以上の保育料無償化、3歳以上の副食費の無償化、高校生までの医療費無料化を引き続き実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めるとともに、小学校入学時、中学校入学時に一時金を支給するすくすく鬼北っ子応援給付金を引き続き実施します。

また、保育所遠距離通園支援事業や子育て世帯特定地域居住支援事業を引き続き実施します。

さらに、学校給食費につきましては、小学校は、国・県からの支援に加えて町も支援することで完全無償化とし、中学校は物価高騰に伴う給食費の値上げを回避するため、引き続き学校給食費の一部を支援します。

(2) 次に、学校教育の充実についてであります。5行下、小規模校のよさを生かした特色ある教育を推進するとともに、学校間の交流学习や合同授業を促進します。

6ページ、5行目、当町には教育課程特例校として認可を受けている日吉小学校と日吉中学校があり、さらに令和6年2月に広見中学校が文部科学大臣の認可を受けました。引き続き教育課程特例校制度を生かした地域とともにある学校づくりを進めます。

なお、令和7年度から設置した鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会を開催し、引き続き鬼北町内小中学校の適正規模・適正配置についての検討を行います。

(3) 次に、生涯学習の推進についてであります。7行下、スポーツを通じ、健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の促進を図るとともに、広見川上り駅伝大会や鬼街道駅伝競走大会・マラソン大会などのスポーツイベントを開催します。

加えて、休日の中学校部活動の地域展開については、地域人材の支援を充実させるとともに、対象となる部活動の拡大を図ってまいります。

(4) 伝統文化の継承と普及啓発について、12行目あたりから、町内には歴史文化を今に伝える施設や貴重な史跡が多く点在しています。これら先人が残した足跡を後世に正しく継承するとともに、地域の魅力として活用してまいります。

等妙寺旧境内につきましては、奈良山等妙寺史跡公園及び歴史交流館の積極的な活用を図ります。また、文化の丘・明星ヶ丘施設の活用を推進いたします。

(5) 人権尊重のまちづくりの推進について、人権を考える集いなどを通じて人権尊重意識の普及高揚を図り、またLGBTQ+など新たな人権問題に関する理解の促進を努めるとともに、あらゆる差別の解消や無意識の偏見への気づきに向けた人権学習や啓発活動の充実を図ります。

3、ずっと元気に暮らすまち、(1) まず、保健医療体制の充実についてであります。5行下、国が定める新たな地域医療構想に基づき、2040年頃を見据え、外来・在宅医療を重視した医療提供体制の構築、また、医療と介護連携や人材確保の在り方を検討するなど、持続可能な地域医療の実現に向け、安心して生活できるようにするため、現状分析と課題の可視化、中長期的ビジョンの策定など、将来に向けた最適な医療の形を検討してまいります。議員各位にも御参加いただき感謝しております。

また、鬼北町の国民健康保険加入者の特定健診受診率は7年連続で県下1位と高い

受診率を維持してまいりましたが、鬼北町は県内でも高血圧の有病率が高く、脳血管疾患、心疾患で死亡する方が多い状況にあり、一人でも多くの方の貴い命が守れるように、国の推奨する5つのがん検診の無料化を継続してまいります。

9ページ、(2)高齢者福祉の充実についてであります。10行下、幅広い年齢層に対する認知症サポーター講座、住民、事業者との連携による見守りネットワークの取組を継続してまいります。

そして、設立後6年を経過したシルバー人材センターについて、その活動を支援してまいります。

また、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を民間のケアマネジャー等に委託するとともに、自主防災組織や民生委員等と連携し、体制づくりに取り組んでまいります。

(3)次に、障がい者支援の充実についてであります。10ページ、4行目、地域自立支援協議会等において、地域課題を洗い出し、年度末までに広域での児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制の構築に努めます。

3行下、さらに、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、相談支援事業所や社会福祉協議会、近隣市町や県と連携しながら、災害時福祉支援の体制整備を推進するとともに、個別避難計画に沿った避難行動訓練の支援に努めます。

(4)地域福祉の推進について、9行下あたり、上記に表しております地域福祉課題の早期発見や適切な支援につなぐ相談窓口の機能を充実させ、複雑化する課題へ包括的・重層的に支援していく体制の強化に引き続き努めてまいります。

下から2行目、また、家庭から排出ごみを集積場所まで持ち運ぶことが困難な高齢者、または障害者等について個別に訪問し、収集運搬を支援し、負担の軽減を図ります。

11ページ、4、働く力が地域の力に変わるまち、(1)農業の振興について、3行下、まず、担い手不足について、農業研修制度及び農業法人等への農業就業者支援事業の実施と、地域おこし協力隊制度の活用や就農希望者に対する農地探し、技術研修など、一貫した就農支援を行い、農業の担い手の確保・育成に努めます。

併せて地域計画に基づき、担い手に対する農地の集約化や集団化等を通じた農地の効率的かつ総合的な利用促進を図ってまいります。

また、鳥獣害対策における新事業の展開について、ジビエペットフード加工処理施設・減容化施設の運用により、捕獲者の埋設に係る労力の軽減、農作物等の被害軽減に努めてまいります。

(2) 次に、林業の振興についてであります。12ページ5行目あたり、間伐等の推進について、森林所有者への意向調査や集積計画等により、森林の経営管理に努めてまいります。

また、改質リグニン製造施設など、継続して整備を進めるとともに、木材の有効利用を推進するため、新たな産業創出に努めてまいります。

(3) 商工業の振興についてであります。10行ほど下、商工会と連携した町内事業者の経営基盤の強化に努めるとともに、中小企業振興資金融資事業や融資に係る利子・保証料の補給事業など取り組んでまいります。また、空き店舗等を活用した創業支援や移住・定住施策と連動した新たな事業者の誘致、雇用人材の確保や創業ニーズに対応した起業支援に取り組むほか、ふるさと納税について、返礼品のブラッシュアップによりリピート率の向上を図ってまいります。

13ページ、(4)の観光業の振興についてであります。2つの道の駅を核とし、特産品の振興を推進するとともに、成川溪谷の魅力を生かしたネイチャーホテル等の宿泊基盤を整え、滞在型観光の強化を図るほか、国指定史跡である奈良山等妙寺史跡公園を歴史文化の拠点として、心の癒やしの場を提供するなど、歴史遺産と自然アクティビティを連携させた周遊ルートを確立し、当町ならではの持続可能な観光モデルの構築に取り組んでまいります。

また、観光まちづくり法人設立等の検討を進めたいと考えております。

(5) 次に、雇用の創出についてであります。4行下、商工業や農林業における就業機会の確保に努めるとともに、創業支援や空き家・空き店舗の活用による新たな事業の立ち上げを支援するほか、サテライトオフィスやワーケーション施設の活用を推進するなど、多様な働き方の受皿づくりに努め、課題解決に取り組んでまいります。

また、本町の豊かな森林資源の有効活用による新たな雇用産業の創出、操業環境の整備支援に引き続き取り組んでまいります。

5、安心して快適な居心地よいまち、(1)まず、防災・減災の強化について、6行下、鬼北町地域防災計画の随時見直しや避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進いたします。

また、新たにドローンを活用した防災・減災対策を推進し、人が立ち入りにくい区域における被害状況の早期把握や、孤立が予想される地区に対する物資の輸送・運搬など、生命に関わる物資の円滑な供給体制の構築に取り組んでまいります。

6行飛ばしまして、ハード面の整備については、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び河床掘削事業、そして、町が実施するがけ崩れ防災対策事業につい

ても推進してまいります。

町内の自主防災組織等関係団体に対しましては、図上訓練や避難所運営訓練を実施、また、各組織の備蓄品整備や訓練等の強化を図ってまいります。

消防団については、機能別消防団員制度を活用し、団員確保に取り組んでまいります。

(2) 都市計画の推進についてであります。引き続き近永駅周辺賑わい創出事業の取組を展開し、まちの玄関口でもあるJR近永駅の改修を進めるとともに、中心部としてのにぎわい創出に努めてまいります。

また、近永アルコール工場跡地の活用について、方向性やその活用方法について、議会、関係課室等の委員から成る委員により活用整備計画案の策定にも取り組んでまいります。御協力いただければ幸いです。

(3) 次に、公共交通の充実についてであります。6行下、ニーズ調査を実施、地域交通の在り方について検討を進めるとともに、JR予土線については引き続き愛媛県と予土線沿線市町と連携した利用促進事業を展開し、路線の維持確保に努めてまいります。

16ページ、(4) 交通安全防犯対策の推進について、5行下、高齢者の運転免許証を自主返納者を対象としたK I H O C Aカードへの支援を引き続き実施いたします。

防犯対策については、地区管理の防犯街路灯をLED化補助金を交付し、制度の拡充を図ってまいります。

(5) 住宅公園環境の充実について、奈良・小串住宅の建て替えを進めます。

(6) 上下水道の整備と維持管理についてであります。17ページ、5行目あたり、国庫補助事業により近永第2水源から近永浄水場までの導水管の耐震化設計、近永浄水場の耐震化改修工事のための地質調査等、また奈良地区、生田地区、日吉地区の一部の配水管耐震管更新工事に取り組んでまいります。

4行下、また、農業集落排水施設においては、施設整備から30年を超えるものもあることから、適正な維持管理に努めるとともに、将来にわたって持続可能な施設改修を検討いたします。

6、住民とともにつくる、共創のまち、(1) 地域活動の活性化についてであります。広報やホームページ、ケーブルテレビなど、分かりやすい情報提供を行うとともに、様々な媒体を活用し、町行政への参加意欲の向上に努めてまいります。

18ページ、(2) 次に、女性活躍の推進についてであります。町においては、町内企業の模範となるよう、女性職員のキャリア形成や能力開発、職員の意識改革を

テーマとした研修、管理職への女性職員の登用を積極的に行うなど、性別にとらわれず、誰もが活躍しやすい職場づくりに取り組んでまいります。

(3) DX推進と普及啓発、デジタル技術の活用により、町民の地域生活の向上を図るため、地域通貨による電子決済システムの利用促進、普及啓発に努めてまいります。

また、行政窓口における書かない窓口システム、行かない窓口の制度構築を検討するなど取り組んでまいります。

(4) 行財政運営の健全化について、4行下、限られた財源を真に必要なサービスに回す選択と集中を念頭に、4行下、老朽化の状況や維持管理にかかる費用、使用頻度などを考慮し、公共施設の更新、統廃合、長寿命化等の対策を計画的に進めてまいります。

(5) 次に、広域連携の推進についてであります。宇和島市、愛南町、松野町、鬼北町との定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、圏域の活性化と持続的発展を図るため、圏域全体として定住人口の維持・確保に取り組んでまいります。

以上の主要な施策につきまして、施策の実現に向けて、私を含め、職員の総力を結集し、議会や町民の方々との協働の下、全力で取り組んでまいります。

なお、施策の詳細につきましては、別冊の令和8年度の課別主要施策に提示しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

提案いたしました当初予算のうち、一般会計につきましては総務財政課長が、特別会計及び公営企業会計につきましては担当課長がそれぞれ説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、お手元にお配りをしております令和8年度予算の概要、A3の縦のものになりますが、こちらにより御説明をさせていただきます。

まず1ページ、令和8年度当初予算総括表、一般会計の行を御覧ください。一番上の行になります。

Aの欄、令和8年度一般会計当初予算の総額、Aの欄ですけれども、102億5,330万円で、令和7年度当初予算と比較いたしますと、A-Bのところですが、27億3,370万円の増、率にしますと36.4%の増となっております。これは令和7年度当初予算が町長選挙を控えており、骨格予算としておったために今回このような増となったものであります。

続いて、歳出予算について御説明いたしますので、同資料の4ページを御覧ください。

い。

歳出予算目的別に並べております。説明につきましては各項ごとに説明をさせていただきます。

なお、項の詳細につきましては、予算委員会のほうで説明をいたしますので、主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、1款、議会費、予算額6,075万円、前年比140万6,000円の減、2.3%の減となっております。この項には議会活動に係る経費を計上しております。

続いて、2款、総務費、1項、総務管理費、予算額15億9,289万3,000円、前年比3億1,814万7,000円、25.0%の増となっております。増となりました主な要因といたしましては、電算管理費のガバメントクラウド移行事業の増によるものでございます。この項には、主に町長、副町長、企画振興課、総務財政課、日吉支所、出納室職員の人件費及び総務管理に係る事務管理経費並びに宇和島地区広域事務組合負担金などを計上しております。

次に、2款、2項、徴税費、予算額7,520万円、前年比967万3,000円、11.4%の減となっております。減となりました主な要因といたしましては、税務総務費の不動産鑑定委託料の減によるものでございます。この項には、主に町民生活課、課税事務に係る、従事する職員の人件費及び事務的経費を計上しております。

次に、3項、戸籍住民基本台帳費、予算額4,503万4,000円、前年度比382万2,000円、7.8%の減であります。減となりました主な要因は、戸籍法改正に伴う電算システムの改修委託料の減によるものです。この項には、主に町民生活課戸籍部門の職員の人件費及び事務的経費を計上しております。

次に、4項、選挙費、予算額2,331万1,000円、前年度比で2,106万7,000円、47.5%の減となっております。減となりました主な要因としましては、町長及び町議会議員選挙費及び参議院議員選挙費の減によるものでございます。この項には、選挙管理委員会の人件費並びに選挙に係る事務的経費を計上しております。

次に、5項、統計調査費、予算額56万9,000円、前年度比558万2,000円、90.7%の減となっております。減となりました主な要因は、5年に1回行われます国勢調査の経費の減によるものでございます。この項には、基幹統計調査に係る経費を計上しております。

次に、6項、監査委員費、予算額148万4,000円、この項には監査委員活動にかかる経費を計上しております。

続きまして、3款、民生費、1項、社会福祉費、予算額12億9,522万9,000

0円、前年度比91万9,000円、0.1%の増、ほぼ前年同額を計上しております。この項には、主に町民生活課年金部門、それから保健部門を除いた保健介護課職員の人件費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金、老人福祉、障害福祉に係る経費並びに後期高齢者医療対策に係る経費などを計上しております。

続きまして、2項、児童福祉費、予算額7億6,615万円、前年度比4,301万5,000円、5.9%の増となっております。増の主な要因は人件費の増によるものです。この項には、主に町民生活課児童福祉部門の職員の人件費及び保育所運営に係る経費並びに児童手当などを計上しております。

続いて、3項、災害救助費については座の設定としております。

続いて、4款、衛生費、1項、保健衛生費、予算額7億2,266万8,000円、前年度比8,714万9,000円、13.7%の増、増の主な要因としましては、生活環境費の脱炭素重点加速化事業費補助金の増によるものです。この項には、主に保健介護課保健部門の人件費、健康診断等健康づくり推進費、予防接種委託料、生活環境費、診療所特別会計繰出金、病院事業会計、水道事業会計に係る負担金及び補助金など、保健衛生に係る経費を計上しております。

次に、2項、清掃費、予算額1億8,757万9,000円、前年度比118万円、0.6%の減、前年ほぼ同額を計上しております。この項には、主にじん芥処理費、し尿処理運搬委託料などを計上しております。

続きまして、5款、農林水産業費、1項、農業費、予算4億8,912万5,000円、前年度比8,684万1,000円、21.6%の増です。増の主な要因はジビエ施設等指定管理料の増によるものでございます。この項には、主に農業委員会及び農林課農政部門の職員の人件費、農業振興に係る経費、下水道事業会計への負担金、補助金などを計上しております。

続いて、2項、林業費、予算額19億9,463万1,000円、前年度比17億1,500万5,000円、613.3%の増でございます。主な要因としましては、森林資源地域循環型産業創出事業、いわゆるリグニンに係る事業の経費の増によるものであります。この項には、主に農林課、林業部門の職員の人件費、林業振興、林道開設等に係る経費などを計上しております。

3項、水産業費、予算額96万8,000円、前年同額としております。

続いて、6款、商工費、1項、商工費、予算額1億2,631万9,000円、前年度比2,700万7,000円、27.2%の増となっております。増の主な要因は成

川溪谷休養センター施設改修工事請負費の増によるものでございます。炊事棟撤去等の工事に係るものでございます。この項には、主に企画振興課、商工観光部門の職員の人件費及び商工会等支援補助金など商工振興に係る経費並びに節安ふれあいの森事業費、成川溪谷休養センター費など観光促進に係る経費を計上しております。

続いて、7款、土木費、1項、土木管理費、予算額6,809万2,000円、前年度比600万7,000円、9.7%の増です。増の主な要因としましては、住宅リフォーム事業費補助金の増によるものであります。令和7年度は骨格予算でありましたので、ここがゼロでございました。この項には、主に建設課職員の人件費及び土木総務に係る経費を計上しております。

続いて、2項、道路橋梁費、予算額3億8,269万円、前年度比4,365万1,000円、12.9%の増であります。増の主な要因としましては、道路補修工事請負費の増によるものであります。この項の主なものとしましては、道路橋梁の維持費及び新設改良費を計上しております。

続いて、3項、河川費、予算額1億3,615万7,000円、前年度比8,001万9,000円、142.5%の増であります。増の主な要因は、がけ崩れ防災対策事業費の箇所数の増によるものでございます。この項は、主にがけ崩れ防災対策事業費など砂防に係る経費を計上しております。

4項、都市計画費、予算額5,253万8,000円、前年度比1万3,000円の減、前年ほぼ同額を計上しております。この項は、主に都市計画に係る経費、鬼北総合公園にかかる経費を計上しております。

続いて、5項、住宅費、予算1億8,146万3,000円、前年度比1億6,357万6,000円、914.5%の増であります。増となりました主な要因は、奈良団地建設に係る経費の増によるものであります。この項は、主に町営住宅管理に係る経常的経費などを計上しております。

続いて、8款、消防費、1項、消防費、予算額1億2,520万1,000円、前年度比3,106万4,000円、33.0%の増であります。増となりました主な要因は、小型ポンプ及び積載車の台数、それぞれ昨年1台であったものを2台にしたものでございます。この項は、主に消防団活動に係る経費などを計上しております。

9款、教育費、1項、教育総務費、予算額9,238万6,000円、前年度比597万8,000円、6.9%の増であります。増の主な要因としましては、1号認定の児童に係る教育負担金の増によるものです。この項は主に教育長及び学校教育係職員の人件費及び外国語指導助手報酬など、国際交流事業にかかる経費などを計上してお

ります。

続いて、2項、小学校費、予算額1億5,325万円、前年度比2,064万円、11.9%の減であります。減となりました主な要因は、GIGAスクール端末更新にかかる費用の減によるものであります。この項には小学校の管理及び教育振興に係る経費を計上しております。

3項、中学校費、予算額8,454万4,000円、前年度比1,547万6,000円、15.5%の減であります。減の主な要因は、GIGAスクール端末更新の減によるものであります。この項には、中学校の管理及び教育振興に係る経費を計上しております。

4項、社会教育費、予算額2億3,856万1,000円、前年度比3,523万9,000円、17.3%の増であります。増の主な要因は、町民会館屋根修繕料の増によるものであります。この項には、主に社会教育、公民館部門の職員の人件費及び社会教育にかかる経費を計上しております。

続いて、5項、保健体育費、予算額1億5,825万7,000円、前年度比6,150万5,000円、63.6%の増であります。増の主な要因としましては、給食センター施設整備工事請負費の増などによるものであります。この項は、主に社会体育推進に係る経常的な経費、給食センター及び海洋センター運営に係る経費などを計上しております。

10款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、予算額21万2,000円につきましては座の設定でございます。

2項、公共土木施設災害復旧費、予算額53万5,000円についても、前年ほぼ同額の座の設定でございます。

続きまして、11款、公債費、1項、公債費、予算額11億6,748万2,000円、前年比1億7,707万8,000円、11.1%の増でございます。増となりました主な要因としましては、令和4年度に借り入れしました合併特例債の元金償還の開始による増でございます。

続きまして、12款、1項、諸支出金について座の設定でございます。

13款、1項、予備費として3,000万円を計上しております。コロナ禍以降、不測の支出に備えまして4,000万円というふうに増額をしておりましたが、コロナが落ち着いたこと及び令和7年度の予備費の執行状況を勘案して3,000万円としたものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

1 款、町税、予算額 9 億 1,276 万 4,000 円、前年比 352 万 5,000 円、0.4%の増を見込んでおります。

2 款の地方譲与税から 8 款、地方特例交付金までは、国の地方財政計画に基づき計上しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

9 款、地方交付税予算額 41 億 5,496 万 6,000 円、前年比 1 億 7,276 万 9,000 円、4.3%の増を見込んでおります。こちらにつきましても国の財政計画に基づき計上をしております。

10 款、交通安全対策特別交付金、予算額 65 万 2,000 円、こちらについても国の地方財政計画に基づき計上をしております。

11 款の分担金及び負担金、予算額 4,941 万 2,000 円、前年比 621 万 3,000 円、14.4%の増としております。

12 款、使用料及び手数料、予算額 1 億 5,777 万 9,000 円、前年比 739 万 6,000 円、5.0%の増としております。

13 款、国庫支出金、予算額 15 億 599 万 4,000 円、前年比 9 億 2,382 万 5,000 円、158.7%の増であります。増となりました主な要因は、リグニン工場に係る地域未来交付金が増になったことによるものです。

14 款、県支出金、予算額 5 億 5,576 万 8,000 円、前年比 9,687 万 9,000 円、21.1%の増、増となった主な要因は、がけ崩れ防災対策事業費県補助金の増によるものであります。

15 款、財産収入、予算額 3,500 万 1,000 円、前年度比 467 万 6,000 円、11.8%の減、減となった主な要因は、立木売却代金の減によるものであります。

続いて、16 款、寄附金、予算額 1 億 1,829 万円、前年度比 4,820 万円、68.8%の増であります。増の主な要因としましては、ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の増によるものであります。

続いて、17 款、繰入金、予算額 3 億 5,666 万 6,000 円、前年度比で 8,840 万円、33.0%の増、増となった主な要因は、ふるさときほく未来基金及び減債基金の取崩しの増によるものであります。

18 款の繰越金につきましては、前年同額 3,000 万円を計上しております。

19 款諸収入、予算額 3 億 218 万 1,000 円、前年度比 1 億 8,573 万 1,000 円、159.5%の増。増となった主な要因は、ガバメントクラウド移行に係るデジタル基盤改革支援補助金の増によるものであります。

20款、町債、予算額15億6,420万円、前年度比11億3,580万円、265.1%の増であります。増となった主な要因としましては、森林資源地域循環型産業創出事業に係る過疎債の増によるものであります。

以上が歳入の説明となります。

5ページには、歳入・歳出につきまして性質別に並べ替えた表を載せておりますので、また御参照いただいたらと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会計管理者（稲屋浩明君）

それでは、議案第42号、令和8年度鬼北町用品調達特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページをお開きください。

1款、1項、用品調達費は、各課で使用いたしますファイル、封筒、コピー用紙などの事務用品の購入費であり、717万7,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業費は、コピー用紙、インクなどの消耗品、本庁及び出先の印刷機器の借り上げ料であり、906万6,000円を計上いたしております。

続いて、3款、1項、諸費は、本会計の収益金として一般会計へ繰り出すものであり、78万4,000円を計上しております。

4款、1項、予備費については、10万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、前の1ページにお戻りください。

1款、1項、用品調達収入は、特別会計で購入いたしました事務物品の販売収入805万1,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業収入は、各課のコピー、印刷代による収入906万6,000円を計上いたしております。

3款、1項、繰越金は、座の設定として1万円を計上しております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1,712万7,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、議案第43号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書、初めに、第1表、歳入歳出予算の歳出から説明をいたしますので、2ペー

ジをお開きください。

1 款、1 項、総務管理費は、人件費や運営費などの事務的経費で 2,802 万 2,000 円を計上するものです。

次に、同款、2 項、徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として 19 万 6,000 円を、同款、3 項、運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の開催等に係る経費として 23 万円を計上するものです。

続いて、2 款、1 項、療養諸費は、被保険者の医療費、審査支払手数料等の費用で 7 億 6,427 万 6,000 円を計上するものです。

同款、2 項、高額療養費は、医療費が自己負担限度額を超えた場合に支払われるもので 1 億 1,466 万 2,000 円を計上するものです。

次に、同款、3 項、移送費 11 万円は、座の設定です。

続いて、同款、4 項、出産育児諸費は、出産育児一時金 250 万円を、同款、5 項、葬祭諸費は 45 万円を計上するものです。

同款、6 項、傷病手当金は 35 万円を計上するものです。

次に、3 款、1 項、医療給付費分、同款、2 項、後期高齢者支援金等分、同款、3 項、介護納付金分は、愛媛県に支払う納付金で総額 2 億 2,458 万 9,000 円を計上するものです。

続いて、4 款、1 項、共同事業拠出金に 1,000 円を、5 款、1 項、財政安定化基金拠出金に 10 万円をそれぞれ座の設定として計上するものです。

続きまして、3 ページ、6 款、1 項、特定健康診査等事業費は、40 歳以上の特定健康診査に要する経費で 2,756 万 8,000 円を計上するものです。

次に、同款、2 項、保健事業費は、レセプト点検業務及びがん検診事業等の保健活動に係る経費で 1,932 万円を計上するものです。

続いて、7 款、1 項、基金積立金は、財政調整基金へ利子相当額を積み立てるもので 67 万 1,000 円を、8 款、1 項、公債費は、一時借入金利子 1 万円を座の設定として計上するものです。

9 款、1 項、償還金及び還付加算金は、被保険者に還付する保険料及び還付加算金として 100 万 3,000 円を、同款、2 項、直営診療所勘定繰出金は、僻地診療所の運営に対する国の交付金を国保特別会計を通して診療所特別会計へ繰り出すもので、1,460 万 5,000 円を計上するものです。

次に、10 款、1 項は、予備費として 200 万円計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1 ページを御覧ください。

1 款、1 項、国民健康保険税は、被保険者から徴収する保険税で 1 億 5,166 万 9,000 円を計上するものです。

次に、2 款、1 項、手数料は、国民健康保険税の督促手数料として 10 万円を計上するものです。

続いて、3 款、1 項、国庫補助金は、座の設定として 2,000 円を計上するものです。

4 款、1 項、県補助金は、保険給付費に充てる普通交付金及び保健事業と国保診療所の運営費に充てる特別交付金等を総額 9 億 2,078 万 8,000 円を、同款、2 項、財政安定化基金交付金は、座の設定として 10 万円を計上するものです。

次に、5 款、1 項、財産運用収入は、財政調整基金の運用利子分で 67 万 1,000 円を計上するものです。

続いて、6 款、1 項、他会計繰入金は、人件費及び保険税の軽減分等に係る一般会計からの繰入金で 9,995 万 5,000 円を、同款、2 項、基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金として 2,302 万 5,000 円を計上するものです。

次に、7 款、1 項、繰越金は、前年度繰越金で座の設定として 10 万円を計上しております。

続いて、8 款、1 項、延滞金加算金及び過料は 110 万 3,000 円を、同款、2 項、受託事業収入は、座の設定として 5 万円を、同款、3 項、雑入は、主に交通事故等の損害賠償金などの 310 万円を計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに 12 億 66 万 3,000 円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第 44 号、令和 8 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について御説明いたします。

初めに、第 1 表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2 ページを御覧ください。

1 款、1 項、施設管理費は、診療所職員の人件費等の事務費で 9,461 万 3,000 円を、同款、2 項、研究・研修費は、医師・看護師の研修費用として 36 万 3,000 円を計上するものです。

次に、2 款、1 項、医業費は、主に医療用機械器具費薬品等の衛生材料費で 5,436 万 4,000 円を計上するものです。

続いて、3 款、1 項、施設整備費は、診療所及び医師住宅の維持管理に係る経費で

80万円を計上するものです。

4款、1項、公債費は、長期債の償還金で74万5,000円を、5款、1項は予備費として100万円を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

1款、1項、外来収入は、診療報酬等の収入で7,898万4,000円を、同款、2項、その他の診療収入は、検査収入等の収入で749万9,000円を計上するものです。

次に、2款、1項、使用料は往診時の自動車使用料として38万4,000円を、同款、2項、手数料は、診療所等の文書料として69万8,000円を計上するものです。

3款、1項、財産売払収入は、1,000円を計上するもので座の設定です。

続いて、4款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で4,870万6,000円を、同款、2項、事業勘定繰入金は、僻地診療所の運営費交付金として国民健康保険特別会計から繰り入れるもので1,460万5,000円を計上するものです。

5款、1項、繰越金は、前年度繰越金を座の設定として10万円を、6款、1項、雑入は薬剤の容器代、ガーゼ代等の収入で10万8,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、7款、1項、町債は、日吉診療所の分包機の整備購入費、診療機器整備事業債（過疎）で80万円を予算計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1億5,188万5,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第45号、令和8年度鬼北町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳出のほうから説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護保険事業運営に係る経費2,353万9,000円を、2項、徴収費につきましては、賦課徴収に係る経常的経費として80万9,000円を、3項、介護認定審査会費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護認定審査会及び認定調査に係る経費として2,645万1,000円を、4項、運営協議会費につきましては、運営協議会費等に係る経費として23万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護者に係る居宅介護・施設介護等のサービス給付費として13億1,112万4,000円を、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護予防サービス給付費等について4,992万3,000円を、3項、その他諸費につきましては、審査支払及び共同処理等手数料として169万4,000円を、4項、高額介護サービス等費につきましては、高額介護及び高額介護予防サービス費として3,252万円を、5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、高額医療・高額介護合算制度に係る諸費として357万6,000円を、6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者に対する居住費、食費の保険給付費として3,860万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、3款、1項、一般介護予防費として269万3,000円を、2項、包括的支援・任意事業費につきましては、職員の人件費のほか、家族介護支援事業費等にかかる経費として4,883万円を、3項、介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防の居宅サービス等保険給付費等にかかる経費として4,864万3,000円を計上しております。

4項、その他諸費につきましては、審査支払手数料として15万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4款、1項、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利子の積立金として129万9,000円を計上いたしております。

4ページに移りまして、5款、1項、償還金及び還付加算金につきましては、30万2,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、予備費につきましては、2,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻りください。

1款、1項、介護保険料につきましては、第1号被保険者介護保険料として2億5,856万7,000円を計上いたしております。

次に、2款、1項、負担金につきましては、認定審査会共同設置負担金及び介護予防サービス等諸費負担金として315万6,000円を計上するものです。

次に、3款、1項、手数料につきましては、介護保険料に係る督促手数料として3万1,000円を計上いたしております。

次に、4款、1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費国庫負担金として2億5,935万5,000円を、2項、国庫補助金につきましては、

介護保険調整交付金及び地域支援事業費国庫交付金として1億6,556万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、5款、1項、支払基金交付金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費交付金等について4億195万9,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、県負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費県負担金として2億774万9,000円を、2項、県補助金につきましては、地域支援事業費県補助金として1,352万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、7款、1項、財産運用収入につきましては、介護給付費準備基金利子として129万9,000円を計上いたしております。

次に、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、介護給付費一般会計繰入金、事務費一般会計繰入金等として2億6,768万5,000円を計上いたしております。

2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等準備基金繰入金として3,642万円を計上いたしております。

2ページをお開きください。

9款、1項、繰越金につきましては、座の設定として1,000円を計上いたしております。

次に、10款、1項、延滞金加算金及び過料につきましては5万1,000円を、2項雑入につきましては2万2,000円をそれぞれ計上いたしております。いずれも座の設定としております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに16億1,539万2,000円を計上するものがあります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、議案第46号、令和8年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明いたします。

初めに、第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、予算書2ページを御覧ください。

1款、1項、総務管理費は、人件費などの事務的経費で777万2,000円を計上するものです。

次に、同款、2項、徴収費は、保険料徴収に係る経費で7万6,000円を計上するものです。

続いて、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、2億4,892万9,000

0円を計上するもので、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合の事業実施に伴う事務的な経費及び徴収した保険料等を広域連合へ納付するものであります。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、20万1,000円を計上するもので、これは過年度保険料の過誤納付等が生じた場合に還付するものです。

次に、4款、1項、予備費は、10万円を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、被保険者から徴収する保険料として1億6,085万円を計上するものです。

次に、2款、1項、手数料は、督促手数料2万円を計上するものです。

続いて、3款、1項、一般会計繰入金は、事務費及び保険料軽減分の町負担分として9,600万3,000円を計上するものです。

4款、1項、繰越金は、前年度繰越金で1,000円を計上しております。座の設定であります。

次に、5款、1項、延滞金加算金及び過料は、座の設定として2,000円を、同款、2項、償還金及び還付加算金は、広域連合に支払った保険料の還付金等で20万1,000円を、同款、3項、雑入は座の設定として1,000円を計上するものであります。

以上、歳入合計、歳出合計ともに2億5,707万8,000円を計上するものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○水道課長（二宮洋之君）

議案第47号、鬼北町水道事業会計について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出について定めるものであります。

収入につきましては、1款、水道事業収益の予定額を4億1,543万7,000円とするものです。

第1項、営業収益については、主に水道料金でありまして2億1,982万2,000円を計上しております。4月から7月までの4か月間につきましては基本料金を全額減額しております。

第2項、営業外収益1億9,559万5,000円につきましては、一般会計からの補助金、長期前受金等を計上するものであります。

3ページの第9条に定めておりますとおり、基準外繰入金として4月から7月までの料金減額分を補填する物価高騰対応重点支援交付金3,464万円が含まれており

ます。

1 ページにお戻りください。

第3項、特別利益は20万円を計上しております。

支出につきましては、第1項、営業費用は、水道施設の管理に要する経費として3億3,424万円を計上しております。

第2項、営業外費用4,747万9,000円につきましては、企業債の支払利息等を計上するものです。

第3項、特別損失は20万円、第4項、予備費は100万円を計上し、合計3億8,291万9,000円としております。

2 ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、予定額を1億5,805万5,000円とするものです。

第1項、企業債は6,000万円を、第2項、国庫補助金は1万円、第3項、県支出金は1万円、2項、3項については座の設定でございます。第4項、他会計負担金9,702万3,000円につきましては、一般会計からの負担金を計上するものです。第5項、工事負担金については、101万2,000円を計上しております。これは施設負担金となっております。

支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を2億9,767万円とするものです。

第1項、建設改良費は、水道施設の整備に要する費用として9,229万3,000円を計上しております。

第2項、企業債償還金は、2億437万7,000円を計上しております。

第3項、予備費は、100万円を計上しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,961万5,000円につきましては、4条に書いてございますとおり、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金などで補填するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第48号、令和8年度鬼北町病院事業会計予算について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

本会議では、第3条及び第4条についての説明とさせていただきます。

4 ページをお開きください。

まず、第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、病院事業収益の予定額を10億4,363万8,000円とするものであります。第1項、医業収益7億2,807万7,000円につきましては、主に入院収益と外来収益を計上するものであります。

第2項、医業外収益2億8,346万円につきましては、他会計からの負担金と長期前受金戻入の収益等を計上するものであります。

第3項、附帯事業収益3,200万円につきましては、訪問看護ステーション収益を計上いたしております。

第4項、特別利益10万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

5 ページをお開きください。

次に、支出につきましては、第1款、病院事業費用の予定を10億4,282万5,000円とするものであります。

第1項、医業費用につきましては、病院事業の運営に要する経費といたしまして10億50万7,000円を計上いたしております。

第2項、医業外費用につきましては、企業債等の利息及び雑損失の費用として811万7,000円を計上いたしております。

第3項、附帯事業費は訪問看護等報酬交付金として3,200万円を計上いたしております。

第4項、特別損失20万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

第5項、予備費につきましては200万円を計上いたしております。

2 ページに移りまして、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を7,645万8,000円とするものであります。

第1項、企業債につきましては、施設及び医療機器整備に係る企業債として1,200万円を計上しております。

第2項、他会計負担金につきましては、一般会計からの負担金として4,558万6,000円を計上しております。

第3項、補助金1,887万2,000円につきましては、医療機器整備に係る国庫

補助金を計上いたしております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を1億2,288万円とするものであります。

第1項、建設改良費につきましては、施設整備に係る工事請負費として500万円を計上しております。

第2項、固定資産購入費につきましては、医療及び施設機器購入費として2,670万8,000円を計上しております。

第3項、企業債償還金につきましては、9,117万2,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,642万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,642万2,000円で補填する予定であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益の予定額を1億9,528万4,000円とするものであります。

第1項、営業収益は、主に下水道使用料でありまして5,997万円を計上しております。

第2項、営業外収益1億3,531万4,000円は、長期前受金の戻入等を計上しております。

次に、支出につきましては、第1款、下水道事業費用の予定額を1億9,528万4,000円とするものであります。

第1項、営業費用は、下水道施設の管理等に要する経費として1億8,511万3,000円を計上しております。

第2項、営業外費用830万1,000円は、企業債の支払利息等を計上するものであります。

第3項、特別損失2万円は座の設定であります。

第4項、予備費は185万円を計上しております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を8,843万6,000円とするものであります。

第1項、企業債は1,460万円を計上しております。

第2項、補助金1,832万3,000円は、建設改良費に伴う国県や町からの補助金を計上しております。

第3項、負担金等の5,551万3,000円は、一般会計からの負担金等を計上しております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を8,843万6,000円とするものであります。

第1項、建設改良費は、主に公共浄化槽の整備に要する経費4,572万円を計上しております。

第2項、企業債償還金は4,241万6,000円を計上するものであります。

第3項、予備費は30万円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから総括質疑を行います。

新年度の予算につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。したがって、総括質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

○6番（中山定則君）

町長の令和8年度施政方針について、3点質問させていただきます。

それで、令和8年度課別主要施策も出していただいたらと。施政方針の15ページになるんですが、15ページの（2）都市計画の推進についての中で、近永アルコール工場跡地の活用について方向性やその活用方法について関係課・室等の委員から成る委員会により活用整備計画案の策定に取り組んでまいりますと述べられましたが、令和8年度課別主要施策の2ページ、企画振興課の所管の分になるわけなんです、2ページの3のところ、近永アルコール工場跡地の有効活用について、跡地整備計画案を作成し、関係課・室等の委員から成る検討委員会により協議を図るとなっています。それで、活用整備計画案の素案については企画振興課内で作成されるのか、作成

されるのであれば専門的なアドバイザー等が必要と考えますが、どのようにしてこの活用整備計画案を作成されるのかについて質問します。

2点目なんですが、施政方針の18ページの(3)DXの推進と普及啓発についての中で、行政窓口における書かない窓口システム、マイナンバーカードやホームページ等を活用した行かない窓口の制度構築を検討するなど、行政手続における利用者の利便性向上に努めてまいりますと述べられました。書かない窓口システムの一部になるのかちょっと私はっきり分からないところがあるのですが、令和6年の9月に取得しました申請書記入サポートシステム機器、これによって、現在、各申請書の書くところが少なくなっているんじゃないかと思うんですが、利便性が図られていると思われませんが、その辺について。

それと、令和8年度の課別主要施策のほうを開けてもらったと思うんですが、17ページのところで、(2)マイナンバーカードの普及推進及び利活用の促進のところで、③マイナンバーカード保有者で、公的に個人認証(電子証明)を活用したマイナポータルからの各種オンライン申請の実施、④コンビニ交付及び書かない窓口システムの導入によるマイナンバーカードの活用というふうになっています。

なお、令和8年度当初予算の2款、3項にコンビニ交付運営負担金というのが計上計上されていますが、ということで、行かない窓口の一環としてデジタル化するのではないかと思いますので、ここは制度構築を検討するというようなことで施政方針を述べられましたが、その辺のことについて質問をいたします。

3点目なんですが、施政方針の最後の19ページになるんですが、(5)広域連携の推進についてということで、平成29年3月に締結した定住自立圏形成協定、もう8年ほどたったんですが、締結してから8年ほどたちました。それで、この令和8年度の施政方針の中で、適正な役割分担と事業内容の精査ということで、具体的にはどういう取組をされるのかについて質問します。

以上、3点お願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

アルコール跡地関係について企画振興課長が、書かない、行かない窓口システムについては町民生活課長が、広域連携については企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長(小川秀樹君)

中山議員の御質問にお答えをします。

まず、1点目のアルコール跡地の活用についての御質問でございます。

まず、当課の主要課別施策の2ページの3番目にアルコール工場跡地の有効活用に

ついて案を作成し、関係課・室の委員から成る検討委員会に協議を諮るとしてはおりますが、一応先般、各課の課長等から成る検討委員会、まずはキックオフということで一旦お集まりをいただく中で、何も青写真がないということにもなりませんので、一応行政連携を主でPFI事業を展開されております事業者に一案として、他の自治体において取り組まれている複合施設等の案の御説明をいただいたところでございます。第二次長期総合計画の中でもアルコール跡地の活用については幅広く検討をするというような目標で取組指標とさせていただいたところではございますが、第三次につきましてはそこをもう少し踏み込んで跡地の整備計画案というのを進めていきたいと考えているところでありますが、企画振興課のみが案を、たたきをつくるというわけではなくて、そういった各課の長から成る委員会の中で御意見を聞きながら、案の整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

引き続き、3番目に御質問をいただきました広域連携の推進について、定住自立圏、具体的な取組、どう考えているかという御質問だと思いますが、基本的に事務局については宇和島市さんで取り組んでいただいている部分ではございますが、現在、特に公共交通等については広域的に連携を図っていく、そういった部分もそれぞれ自治体は考えられている部分もあろうかと思っておりますので、そういった部分も宇和島市の事務局さんのほうに、毎年度新たな取組について検討の要望があれば当町からも上げていきたいとは考えておりますが、あくまでも宇和島市さんを中心とする定住自立圏ではございますので、そういった中で町としても提案ができる部分については取り組んでいきたいな、そのように考えているところでございます。

以上です。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、2番目の御質問でありました、施政方針の18ページの書かない窓口システム、行かない窓口と課別主要施策の17ページのマイナンバーカード普及推進の件で御質問であります。先ほど議員言われた、おっしゃられたように、書かない窓口システムを令和6年度に本庁の町民生活課の窓口で2台と、2階に1台、それから、別館に1台、それから三島連絡所、日吉支所、愛治連絡所に1台ずつ設置いたしまして、そちらについては各連絡所、支所では十分に来られたお客様方に、住民の方にお知らせをして使用している。本庁の1階につきましては、お客さんの人数が多かったりすると、職員が相対しますので、システムを使って全員がやるわけではないんですけど、使用について推進をしている段階でございます。

令和8年度の課別主要施策のマイナンバーカードの普及推進、利活用の促進という

ところで、(2)の③番のところでの件は、国が推進しております、運営する個人向けのオンラインサービス、マイナンバーカードを利用して行政手続や医療費などの情報確認、行政機関からのお知らせの受け取りなどができるようなことを推進しておりますので、そちらについて令和8年度で住民の方にマイナンバーカードの活用について、各種オンラインの申請の実施についてを推進していくという周知についてをこちらの推進方針の中で定めたものであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

今あった2点目の件で、まず、書かない窓口の窓口システム、新たなシステムをつくるわけではないということかどうかということと、行かない窓口については、今から検討を、例えばコンビニで住民票が交付できるようなことをするということが書かれているんですが、行かない窓口の内容のようなんですが、それで私、コンビニ交付運営負担金、えらい少ないが計上されているので、もうその部分は行うのかなと思ったんですが、その辺について、行かない窓口については町長が施政方針に述べられたように、今からそういうことに、コンビニ手続、証明書の発行ができる仕組みを検討していくということなのか、その点について再度質問します。

それと、1点目については、予算委員会等でも質問をさせていただきます。

3点目の分については、施政方針の観光関係の周遊ルートとか、そういう観光の関係での連携とか、そういうものは予定されていないのか、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

行かない窓口の検討につきましては、町民生活課長が答弁いたします。

3点目の広域連携の関係なんですけども、一番今連携が多いのは、地域福祉、地域医療の部分やと思います。細かいことが必要であれば、保健介護課長から答弁させますけども、すごい連携といいますか、会議の回数である。そこは御理解いただけるんじゃないかなと思うわけです。

今言われました観光の分野というものは、必要に応じて年間、イベントの前、また、来年の計画等について連携をしておると、また、関西・関東方面へのイベント等についても広域で連携していくということは何回もあるわけでありまして。これを定めた8年前に、この分野、この分野について連携していこうという詳細な部分がありますので、その部分はその広域連携に基づいてやっておりますけども、もう8年もたちます

と、それが通常としてしっかりと事務の中に入ってきておりますので、それは広域連携と何の分野と言われるよりも、もっともっと複雑で親密な関係になっているというふうに御理解いただけるんじゃないかなと思います。

首長レベルでは、先日、広域の会議があったんですけども、私が一つ問題について課題を提案しますと、市長のほうから、それほど喫緊の課題があるんやったら、それはこの広域の課題として首長同士で昼間会議をしたらどうやろかということで、年に二、三か月に1回定時で今から会議を持とうかという話も提案をしていただきまして、これも広域の4つの首長の連携だというふうに思っておりますので、文字に書いたものだけやなしにいろんな交流が今なされている、そういうような時代になっていることは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○町民生活課長（山本雄大君）

課別主要施策17ページの先ほどの（2）のところなんですけど、④のところでもコンビニ交付及び書かない窓口システムの導入によるマイナンバーカードの活用ということで令和8年度推進をしまいたいと考えておるわけなんですけど、コンビニ交付につきましては、ちょうど1年ぐらい前から住民票、それから税の証明書などを発行するようにしておりますので、そういうことを住民の方にまたお知らせをすることを来年度の推進のところに記入させていただいたということでございます。

それから、窓口システムの導入によるというのは、先ほどありましたように令和6年度の書かない窓口システムのことでありますので、そちらのほうも併せて周知徹底していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

このA3判の令和8年度予算の概要のうちの一般会計のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほどの課長説明で、令和7年度当初予算と比較して36.4%の増があったと説明されました。骨格予算であるという理由だったんですけども、確

かに歳出を見ますと、総務費から諸支出金までそれぞれ軒並み増えておるんですけど、民生費だけ伸びが少ないのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

令和7年度は骨格予算と申しあげましたけども、民生費の部類というのが介護保険から老人福祉というふうな措置の部分が多くて、これは国、県、町での義務的経費が多いということで、骨格予算を積むときには、民生費はこのようにあまり金額は変わらないという形になるかと思えます。4年前も多分そうだったと思えます。よろしくお願ひします。

○2番（入田伸介君）

かと思ひまして、私、令和6年の分も見てみたんですけども、令和6年25億円ほどついておりまして、骨格予算だから昨年、令和7年は20億円程度まで下がったのかなとは思っておったんですけど、この令和6年の25億円からいくと4億円ぐらいこの令和8年の当初予算が減つとるもので、それが何かなどは気になったんですけども。

○町長（兵頭誠亀君）

統合保育所の建設費の予算だと思ひます。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○2番（入田伸介君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算についてから、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで9件は、予算常任委員会に審査を付託したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、令和8年度鬼北町一般会計予算についてから、議案第49号、令和8年度鬼北町下水道事業会計予算についてまでの9件は、予算常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合によりこれで延会し、明日から17日までの11日間を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日から17日までの11日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、3月18日は定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について、予算常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたのでお知らせします。

予算常任委員会は3月9日から11日までの3日間、いずれも午前9時から議場で開催されます。

本日はこれをもって延会します。

（午後 2時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）